

被災者支援における自治体の対応



鳥取県の災害ケースマネジメントとの対比において考える

【配布資料】

1. 鳥取県における住宅支援制度&災害ケースマネジメント（当日プレゼン資料，事後配布）
2. 被災者支援における自治体独自支援の現状

- 日時：2020年4月17日13:30～15:30
- 場所：東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター
- 問題提起：小川静治会員
- 参加者：阿部重憲会員，伊藤健哉会員，遠州尋美会員，栗田但馬会員，網島不二雄代表，中嶋廉会員，長谷川公一会員，福島かずえ会員，増田聡会員

【報告要旨】

鳥取県被災者住宅再建支援制度

鳥取県 被災者住宅再建支援制度

現行制度は国の支援制度では支給されない対象や項目に対して独自に支給を行うもので「横出し」支援制度である。従って、国の被災者生活支援法が適用された場合、全壊・大規模半壊以外の「横出し」部分を県独自に支援する。また支援法が適用とならない場合、本制度が適用される。また本制度は恒久制度である。

「月刊建設」2018年5月号を参照した。 著者 鳥取県生活環境部くらしの安心局 住まいまちづくり課係長 小崎恵輝氏

(遠州) それでは、今日の会議を開催したいと思います。今日のプレストは、「被災者支援における自治体の対応」ということで、鳥取県における災害ケースマネジメントを踏まえて、各自治体の被災者支援の状況がどうだったのかということを検討するための素材を提供していただくことが課題です。小川さんが問題提起していただきますので、小川さんの方にお渡しして、PowerPointを使ってご報告いただきます。早速、小川さんにご報告をお願いしたいと思います。

(小川) 画面共有が初めての経験ですので、上手くゆくでしょうか。少々お待ちください。

(小川) これは、鳥取県における被災者住宅再建支援制度と災害ケースマネジメントについて、簡単にまとめたものです。被災者生活再建支援法の抜本改正を求める運動をするときに、私たちの基本的スタンス、基礎知識をきちんと整理しておこうという目的で、鳥取県の例を引いて、被災者生活再建支援法の拡充が必要ということを言いたいとまとめたものです。最初に、オレンジ色の文字で、鳥取県被災者住宅再建支援制度とありますけれども、先ほどの画面で見ていただいたように、この被災者住宅支援制度と、& (アンド) 災害ケースマネジメントを組み合わせないと、本当の意味での被災者生活再建支援には繋がらないのではないか、というのが一つの結論です。

今、ご覧いただいているは、そのうちの一つ、住宅再建支援制度は、鳥取県で独自施策としてどのように行なっているのかを見たものです。字は読めますか。

(遠州) 読めます。

(小川) ここにあるように、この制度は、いわゆる横出しという支援制度です。恒久制度という形態のもので。詳しくは後で説明しますが、ここからの資料は、鳥取県の係長さんが『月刊建設』に書いたものをまとめたものです。

(小川) 字が細かくて恐縮なんですけど、鳥取県の被災者住宅再建支援制度自体は、オレンジに塗りつぶされた行に書いてありますが、2000年10月6日に鳥取県西部地震が発生してそれからなんです。表の左側に国支援法と書いてありますが、2000年の2年前、98年に被災者生活再建支援法の一番最初の法律が施行されるということですから、西部地震が発生したのは国の支援法が施行されてから2年後でした。こ

鳥取県被災者住宅再建支援制度の創設からの経過

国支援法
1998年成立・施行
2004年第一次改正
2007年第二次改正

2000年10月6日	鳥取県西部地震発生	
2000年10月17日発表	住宅復興補助金（鳥取県西部地震被災者向け住宅復興事業費補助金交付要綱）	暫定：鳥取西部地震に対応
2000年07月6日	被災者住宅再建支援条例施行	恒久的な支援制度の創設
2007年12月14日	国「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」施行	住宅本体の建設・購入・補修経費も支援対象に
2008年3月28日	鳥取県被災者住宅再建支援条例の改正	国制度の拡充に応じた支援対象及び額の見直し
2012年10月19日	鳥取県被災者住宅再建支援条例の改正	ゲリラ豪雨や竜巻等の局地災害に対する対応を拡充
2016年10月21日	鳥取県中部地震発生	一部損壊多発
2016年10月25日	被災度合いの小さな家屋被害等への支援拡充を決定	一部損壊へ支援 住宅損壊割合10%以上世帯 上限30万 住宅損壊割合10%未満世帯 1~5万
2017年3月7日	住宅修繕促進事業（県外職人招致支援）創設	
2017年10月11日	震災復興委活動特別支援事業に「住宅修繕支援型」を追加	屋根修繕を実施するボランティア団体に対し、原材料費や車賃などを上限10万円で支援
2017年12月26日	鳥取県被災者住宅再建支援条例の改正	中部地震対応で拡充した支援内容等の恒久化
2018年3月23日	技術協力を得て鋼板等の建材を使用した修繕を行うことが出来る内容に拡充し、上限を30万円に引き上げ	
2018年4月1日	鳥取県防災及び危機管理体制に関する基本条例の一部改正	生活復興支援体制を明文化
2019年3月8日	屋根修繕促進支援事業創設	生活復興支援プランを策定した生活保護世帯の応急修繕を584千円上限で支援
	震災復興活動特別支援事業の拡充	修繕実施団体を建設業関係団体に拡充

出典 「鳥取県中部地震における鳥取県の対応」2019年8月 鳥取県危機管理局長西尾浩一氏
「鳥取県中部地震における住宅復興への取組み」2018年5月 鳥取県生活環境部 ぐらしの安心局 尾崎恵輝氏 の各報告から作表

れも後で出てきますが、この時点の支援法の枠組みでは到底被災者支援にならないということで、県独自の制度を鳥取県は作ったということです。カーソルは動いている形で見えますよね。

（遠州）カーソル写っています。

（小川）2000年にここですね。それから2016年に鳥取県中部地震というのが発生するのですね。だから、現在の鳥取県の二つの制度というのは、西部地震と中部地震、この二つの経験を元にしてずっと積み上げられてきたものということです。詳しい、この右側に書いてあるこういうことを動かす制度としてやられてきたというのは、後ほどご覧になっていただければいいのですが、非常にきめ細かいなということと、特にここですね。（中部地震で）一部損壊への支援ということを、鳥取県では2016年に開始をしているのですけれども、今、支援法で問題になっているのは半壊への支援をやるべきだというのが言われているのですけれども、既に2016年の時点で、被害の程度としては半壊よりも軽い一部損壊まで支援することを鳥取県としては決めているわけです。

もう一つはここです（カーソルで示しながら）。2018年の4月1日。ここはいわゆる生活復興支援体制というものも一定の確立、まあ、スタートと言ったほうがいいですね。そういう形をとっています。上の方（年次の古い方）は住宅再建支援、2018年からは生活再建支援。二つの両輪と言いますが、そういう制度で現在の被災者支援をやっているということです。

（遠州）小川さん、すみません。ちょっとよろしいでしょうか？ 2018年の4月1日に鳥取県防災及び危機管理体制に関する基本条例の一部改正とあるんですけれども、最初の住宅復興支援については、条例に基づかないで、あ、その下に支援条例を施行とありませぬ。1番上は要綱でやってたということですね。

(小川) これは暫定なんです。鳥取県西部地震で被災された方だけに限定して、こういう交付補助金を出す。

(遠州) 要項を最初作った。

(小川) それで、それを元にしてあの全体的にここにある恒久的な支援システムにしなきゃダメだということで、よく年の7月に住宅再建支援条例というのを施行したという流れでした。

(遠州) その他に危機管理体制に関する基本条例というのがあると。

(小川) そうですね。なんかあのちょっと体系が今ひとつよくわからないんですけど、制度をぶら下げてというか、オプションとして付けているのですね。だから、例えばこれまでも出て来ますけど、なんとかなるか補助金とかっていうのも出てきます。ここではざっくり、いわゆる鳥取県でどういう流れでやってきたかっていう、本当にざっくりしたところを見ていただければ、まあいいのかなって感じです。あと、ちょっと振り返りたいと思いますけれども。

(小川) 最初に2000年の10月6日の鳥取西部地震なんですけど、概要を左側の図のとおりですけれども、鳥取県は西と東になんか分かれるみたいですね。その西部で起こったと言うことで、右下ここです。全壊、半壊、一部損壊ということで、全壊がこういう形で多くて一部損壊もこのように多い。あと、ちょっとおかなきゃいけないのは、この一部破損って言葉ですね。これこの左下の説明書きにあるように消防庁基準なんです。呼称としては、だから、知事会が再建支援法でお金出すときには、消防庁のこの言葉を使ってなくて、一部損壊なんです。「破損」ではない。ちょっと言葉が入り乱れちゃうので、それ自体も問題だと思うんですけど、消防庁データですということで見ておいてください。でまあ、これぐらいのあの被害があったということですね。

鳥取県被災者住宅再建支援制度の概要

①制度創設の経緯

2000年10月6日「鳥取県西部地震」発災（マグネチュード7.3 最大震度6強）が契機



この地震での災害復興対応の経験を踏まえ、将来発生する可能性のある大規模自然災害への円滑な対応をはかるため、2001年7月に「鳥取県被災者住宅再建支援条例」を施行し、財源を県と市町村が共同で積み立てる基金により運営する仕組みを作り、恒久的な支援制度が創設された。

その後、国の被災者生活再建支援制度の住宅本体への支援拡充に応じた制度内容の見直しや鳥取県中部地震（2016年10月発災）における支援対象の拡充を経て、現在に至る。

鳥取県西部地震
住家被害（鳥取県）

全壊	半壊	一部破損
394	2,494	14,134

消防庁 鳥取県西部地震震災誌（単位 棟）

参考文献 鳥取県中部地震における住宅復興の取組み 尾崎恵輝 月刊建設18-05

(小川) その際に先ほど言いました制度を作って運用を始めるわけなんですけど、恒久制度をつくりましょうと言うので、前の年表で言えば、条例を施行した。その条例というのは、その中に鳥取県被災者住宅再建等支援基金というのを造成して、そこに対してその県と市町村がお金を共に出しあうという制度ですね。ス

スタート時点では、片山さんの本見ると50億円と書いてあるんですけど、県の説明は20億なんです。でまあ、あのそれはいいとしても、県と市がそれぞれお金を出し合って2001年から積み立てを始めると言うふうなことで、スタートしたということですね。全体的にはここにありますように、12年度に一応目標達成したんだけど、中部地震で出しちゃいましたので、18年度に積み立てを再開してっていうことで、今やられているようです。

②基金と対象となる災害要件

支援原資 鳥取県被災者住宅再建等支援基金

- **基金の設置** 県・市町村が共同で、県に設置。県は市町村が拠出する金額に相当する額を基金に拠出
- **基金の概要** 拠出目標金額：20億円 拠出年数14年 2001年運用開始
 (2026年に到達予定。12年度にいったん目標額に到達したものの、鳥取中部地震による支援のため取り崩したことを受け、18年度に拠出再開。2026年に目標額到達予定)
 県は毎年2億円拠出。
 全体の支援金給付に際しての拠出割合は 県1/10 市町村1/10 基金8/10
注(制度創設当初は拠出目標額は50億円。毎年、県・市町村とで2億円づつ積み上げ)

対象自然災害

A) 全県で10世帯以上の住宅が全壊したもの
B) 1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊したもの
C) 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊したもの
D) A～Cまでに掲げるものの他、被災地域における地域社会の崩壊を招くおそれのある被害が発生したもので、知事が市町村と協議して指定したもの

参考文献 鳥取県中部地震における住宅復興の取組み 尾崎恵輝 月刊建設18-05

災害などが起こった時の支援金拠出割合は、この行で見ていただく通りです。

問題はその下のところなんですけど、これはA), B), C), D)と4つありますけども、要は支給制度を發動させる要件ですね。A)は、全県で10世帯以上の住宅が全壊ですね。これは、支援法、国の制度では10ではなくて全県で100なんですよね。B)は、1つの市町村の区域において5以上って書いてありますが、国の支援法はここは10なんです。だから、この2つの点がいい例なんですけども、国の制度よりも細かい単位での対応をできるようになっているということです。

③支援内容

被災住宅の所有者等が、住宅の建設・購入、補修を行う場合に要する経費に対し、住宅の損傷程度や世帯人数に応じて支援を行う。半壊被害の補修も支援対象

単位：万円

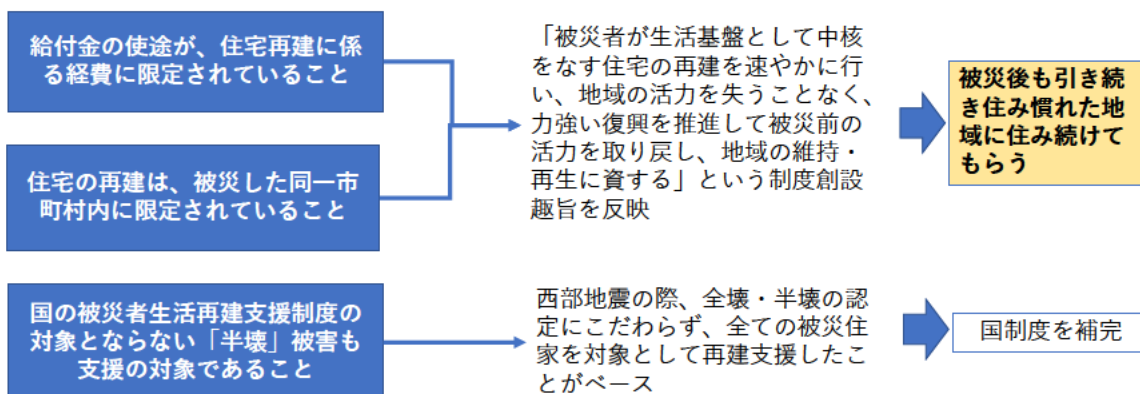


区分	住宅の再建方法	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損	対象経費
現行国制度	建設・購入	300 (225)	250 (187.5)	—	—	
	補修	200 (150)	150 (112.5)	—	—	
	賃貸	150 (112.5)	100 (75)	—	—	
県制度	建設・購入	300 (225)	250 (187.5)	—	—	住宅の再建・購入又は補修に要する費用に限る
	補修	200 (150)	150 (112.5)	100 (75)	—	

- * 全壊及び大規模半壊への支援は、国の被災者生活支援制度の対象とならない場合に適用
- * ()内は単身世帯への給付額
- * 半壊への給付金は実行経費と比較し、何れか低い額とする

それで、これが支援の内容ですが、後からふれる中部地震、今はあの西部地震の2000年の段階ですけども、2000年の段階で作った支援制度は建設・購入に300万、大規模半壊に250万ですね。さらに補修でこれらの金額。それで鳥取県の制度の特徴はここです。半壊。半壊の補修に対して100万出すということ、独自支援制度として作った。だから半壊被害の補償も対象にしたっていうのは、この2000年の時期、2001年ぐらいの時期では極めて画期的なことだったわけです。

④制度の特徴



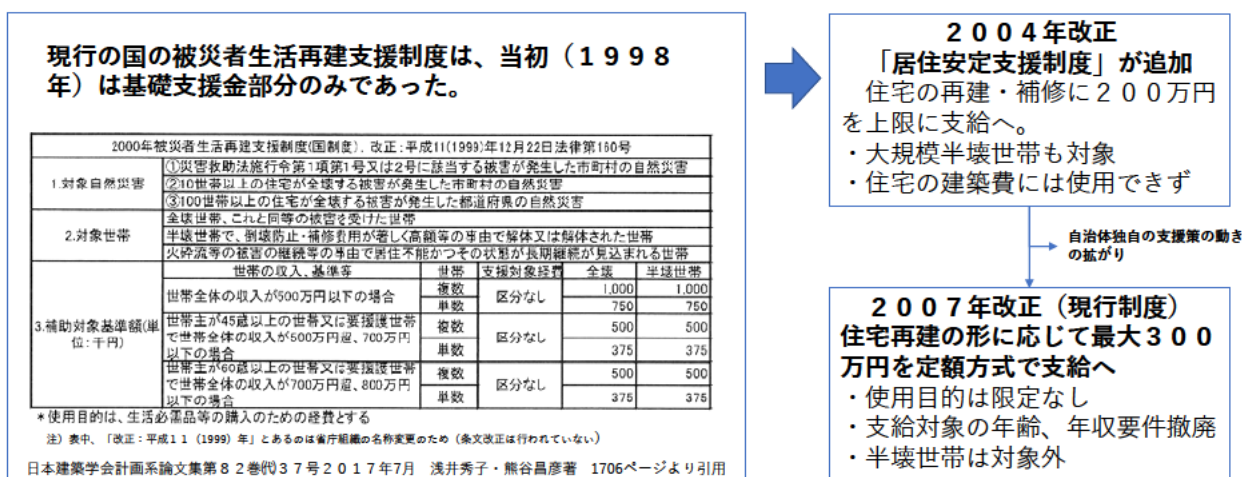
その前に制度の特徴ということで見ておいてもらえばいいんですけども、給付金の使徒が住宅再建にかかる経費、これに特化するということ、被災した同一市町村内に限定する。自分のそれぞれ住んでたまちで再建するならば、あるいは、補修するなら出ますよという制度ですね。もう一つはその先言った半壊、これも対象にしたということです。このみつつがあの鳥取県独自制度の特徴というふうに当局者はまとめています。

事業名	事業内容	件数	金額(千円)	備考	
1 住宅復興補助金	被害を受けた住宅の新築・改装・増築、住宅の補修・液状化現象等が生じた住宅の整地等、石垣・擁壁の補修を行われる方に対して、県と市町村で補助する。 1) 住宅新築等補助対象限度額300万円/戸 補助率 県2/3(居住した市町村内に限る) 2) 住宅補修等補助対象限度額 150万円/戸 補助率 50万円以下部分: 県1/2 50万円超過分: 県1/3	住宅建設	520	1,039,727	
		住宅補修	11,933	4,097,827	
		液状化建物復旧	259	131,019	
		石垣等補修	1,124	332,718	
		計	13,836	5,601,291	
2 災害復興住宅資金(住宅金融公庫等)の利子補給	住宅金融公庫等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、融資が行われた日から6年間、上限2.1%までの利子補給を行い、負担の軽減を図る。融資金額: 建設400万円(20年償還・据置なし)。補修200万円(10年償還・据置なし)	延べ	5,480	448,648	
3 災害復興住宅建設資金(県の上乗せ融資)の貸付及び利子補給	上記2に掲げた住宅金融公庫等の融資を受けられた方に対して、さらに次のような上乗せの融資を行うとともに、融資が行われた日から6年間は無利子とする。			61,500	貸付金額
		貸付	17	28,290	貸付残高の40%を県が補給
4 民間賃貸住宅への家賃補助	被災された方が民間賃貸住宅に入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助する。補助限度額 3万円/戸・月額		70	3,810	
5 民間借上げ空き家への家賃補助	市町村が借上げた民間空き家に、被災された方が入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助する。補助限度額3万円/戸・月額		10	855	
6 災害支援資金貸付	国制度		6	163,931	
7 生活福祉資金の中の災害支援資金・住宅資金の貸付	被災された低所得世帯、障害者世帯(身体障害者世帯、知的障害者世帯、精神障害者世帯)あるいは高齢者世帯の方が、住宅の改築あるいは補修等を行われる場合に、必要な資金を貸します。ただし、6の災害支援資金と重複して貸すことはできません。対象事業: 住宅の改築、補修等 資金区分及び限度額: 1) 災害支援資金150万円 2) 住宅資金245万円 1)と2)の重複貸付 住宅全壊世帯350万円、半壊250万円		216	45,259	
8 母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母、寡婦ありは40歳以上の配偶者のいない女性(配偶者と離別した方)が、住宅の改築・補修等あるいは転居等を行われる場合に、必要な資金を貸します。資金区分と限度額: 住宅の階層補修等住宅資金200万円 転居費転宅資金26万円		6	9,060	
9 県営住宅の家賃免除	被災された方が県営住宅に入居された場合に1年間家賃を全額免除。この場合、県営住宅入居資格に関係なく入居でき、敷金は免除期間中の徴収を猶予しています。但し、県営住宅の空き家が生まれた場合に限る。		38	6,198	
		計	33,515	11,970,133	
被災者向け公営住宅建設等事業			26	92,029	
被災者向け仮設住宅建設等事業			28	119,389	

日本建築学会計画系論文集第82巻(37号) 2017年7月 浅井秀子・熊谷昌彦

これは文字が細かから、後で資料で見てもらえれば良いと思うんですけども、読めているかどうか。これは住宅復興補助金ということで、建設、補修、液状化、石垣等補修。これ件数ですけども、13,836なんですね。西部地震の時には被害戸数は17,000ですから、そのうち約14,000は、この住宅再建支援制度を利用したということになります。で、その後の諸制度ずっとここで利用件数が書かれてあって、トータルでは33,515件、西部地震では支援をした。119億円ということになってまとめられています。そういう点で言うと、県独自で、こういう形で支援したというのは特筆に値するなという風に思いますけれども。

国の被災者再建支援制度と鳥取県支援制度



鳥取西部地震発災の際、国には住宅再建支援制度はなかったなかで鳥取県の被災者住宅再建支援制度創設は画期的なものだった

その当時の、先ほど言った1998年の時点での被災者再建支援制度というのは、左側のところに入れていますけれども、ここですね。補助対象基準額のところ、世帯の収入がずっとここに示されているわけですね。つまり、収入基準で足切りとか、頭切りっていうか。国の再建支援法では世帯収入の考え方を運用上の大きな基準にしたということで、まあその時でも全壊100万、半壊も100万ですね。まあその対象になるのは、年収500万以下ですよ。その他三つぐらいの年収の条件で交付金額を変えようという形で行ったということですね。それで、国の制度の変遷がこの右側の方に書いてあります。矢印の先です。2004年に改正が行われますけども、居住要件ということで、安定支援制度というものが追加されてですね。ただ、年収要件は左側の図にある通り変えなかったのですね。年収要件はそのままにして、全壊、大規模半壊に幾ら幾らやりますよと。具体的には再建・補修に200万円を上限に支給するという事です。すぐ3年後には現行の制度ということで、2007年に現在の制度で運用される。内容については最大300万というのはよく言われている通りでいいんだと思います。

ですから1998年の時点での支援法の中身からすると、鳥取県の制度っていうのが非常に先駆的だったということ。金額も(国が)100万だったのが300万ですから。そういうことで非常に、大きなインパクトを与えたと言うように、私自身はあの思いますし。多くのこのことに関する文献を見ると、その記載されていることが大半(大きなインパクトがあったということ)ですね。

鳥取県中部地震後の対応

鳥取県中部地震被害（鳥取県）

	全壊	半壊	一部破損
住家被害	18	312	15,095

消防庁 平成28年災害情報一覧（鳥取県発表は一部損壊15,078棟
単位 棟

2016年10月、鳥取県中部地震発災（マグネチュード6.6 最大震度6弱）

中部地震の被害は、西部地震と比較し、比較的小さな被害の「一部破損」が圧倒的多数を占める被害となった。



「半壊」「一部破損」被害にも支援対象拡充（下表赤囲み）

単位 万円

区分	住宅の再建方法	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損		対象経費
					10%以上	10%未満	
鳥取県 現行運用内容	建設・購入	300 (225)	250 (187.5)	上限100 (75)	—	—	住宅の再建・購入又は補修に要する費用に限る
	補修	200 (150)	150 (112.5)	100 (75)	上限30 (単身同額)	1~5	

- * 瓦の損壊など、比較的被災度合いの小さな家屋被害にも支援できるように対象を拡充
- * 全壊・大規模半壊への支援は国の被災者生活支援制度の対象とならない場合に適用
- * () 内は単身世帯への給付額
- * 半壊・損害基準判定が10%以上の一部損壊への給付金については実行経費と比較し、何れか低い額とする
- * 一部損壊のうち、損害基準判定が10%未満の世帯には、被災の度合いに応じて1~5万円に「被災者住宅修繕支援金」を給付

損害基準判定	4%超	3%超4%以下	2%超3%以下	1%超2%以下	1%以下
支援額	5万円	4万円	3万円	2万円	1万円

次に鳥取県の中部地震が2016年に発生するわけですが、左側のところの被害を見ていただくと、全壊は西部地震よりも少ないんですけども、いわゆる一部破損というのは西部地震とほとんど同じなんです。これも数字を見ればわかるように、圧倒的多数が一部破損だったってことです。だから鳥取県としては、ここに、赤い部分がありますけれども、これは中部地震の後に追加されたって制度です。だから西部地震の時には半壊の補修で100万だけだったんですけども、建設・購入にも100万ということにしたということと、一部破損にもそれぞれ30万（損壊割合10%以上）、それから1万から5万円（同10%未満）という金額を支給するというような形になったわけです。一部破損のこのライン（損壊10%未満）まで入れるってことは、被災認定されたの全世帯に対して何らかの金額を支援する。補修に関して、あるいは建設・購入に関してということです。それで、特にこの一部破損については損害判定基準のところ、10%以上については上限30万ということでいいですが、特に10%未満のところを細かく決めているんです。（下に付け加えた）ここです。4%、3~4、2~3、1~2、1%未満、それぞれこの金額を支給するんですね。だからそういう点で言うと、一部損壊、一部破損までこのような形でカバーをするというのは、たぶん、ほかの都道府県、あるいは自治体でもほとんどないんじゃないかなって思う。それで、これらの制度自体は、あの現行の被災者生活再建支援制度が適用になった場合は被災者生活再建支援法の方が優先するわけですが、その適用にならなかった場合も、先ほど見ていただいた基準に基づいて、この金額が支給されたというふうな形になっています。

被災者の住宅再建への思い（鳥取西部地震）

多くの被災者が現地で被災時の住居での再建を望んでいた（例：日野町）

日野町：人口約3千人 1千3百世帯（2020年4月時点）

	S地区		N地区		K地区	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
住み続けたい	77	90%	113	73%	87	80%
出来れば住み続けたい	6	7%	23	15%	15	14%
迷っている	1	1%	7	5%	4	4%
出来れば移りたい	0	0%	1	1%	0	0%
移る予定である	1	1%	6	4%	0	0%
その他	0	0%	3	2%	2	2%
無回答	1	1%	1	1%	1	1%
合計	86		154		109	



➢ 80%の住民が日野町の現住地に住み続けたいという思いだった

	S地区		N地区		K地区	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
現在のまま住む	15	18%	39	28%	23	22%
補修・補強して住む	58	70%	91	65%	72	69%
本格的に建直す	5	6%	4	3%	8	8%
応急的に建直す	0	0%	1	1%	0	0%
地区内で戸建てを買う	0	0%	0	0%	0	0%
地区内で戸建てを借りる	0	0%	0	0%	0	0%
その他	1	1%	5	4%	1	1%
無回答	4		0		0	
合計	83		140		104	



➢ 90%の被災者は「現在のまま住む」か「補修・修理」して住み続けることを望んでいた

これはですね。じゃあ、住民の人たちのニーズとの関係でその制度の効果をどういうふうにか考えたらいのかっていうことを、ちょっと見てみたいんですけども。これはあの2001年ですから、地震から半年後に鳥取県が調べたものです。これは日野町です。現在の人口約3000人ぐらい。小さい町ですけども、ここのアンケートの結果をまとめたものです。S地区、N地区、K地区で、被害の程度は微妙に違うんですが、それぞれの地区ごとで、例えば「住み続けたい」についてはS地区であれば、90%の人が「住み続けたい」、あるいは「出来れば住み続けたい」（を加えると）実質100%ですね。それでN地区もちょっと下がりますが88。それからK地区であれば94というように、多くの方々が、その日野町のこれらの地区に住み続けたいというように答えています。言うまでもなくこの日野町のこの希望ですので、高齢化が進んでいるということと、地図で確かめたんですけど日野町というのは中国山地の本当に真ん中なんですね。鳥取県の端っこだと広島県まですぐっていうようなところですよ。ですから山間地帯ということで、古くからの家も残っているし、年寄りが多いということもあって、このような数字になってきいようです。そこで住宅再建方法の表もそれぞれの地区ごとに見ていただければいいんですが。この例えばS地区であればだいたい88%、N地区であれば93%ぐらいですか？現在の場所で、そして補修・補強して住み続けたい。場所としては今のところに住み続けたいということが非常に強かった地区ということがわかれると思います。こういう地区の中での支援ということで、鳥取県の制度が運用されたということになります。

県独自住宅支援策の結果（日野町を例に）

①家屋の解体・撤去を防ぎ、既存住宅での継続居住を促進した

日本建築学会計画系論文集第82巻第3-7号2017年7月 浅井秀子 熊谷昌彦

対象地区	り災判定																				総戸数			
	全壊					半壊					一部損壊					り災判定なし								
	現存	2000年～2010年		2010年～2015年		合計	現存	2000年～2010年		2010年～2015年		合計	現存	2000年～2010年		2010年～2015年		合計	2000年～2010年			2010年～2015年		合計
		A 建直し	B 空地	A 建直し	B 空地			A 建直し	B 空地	A 建直し	B 空地			A 建直し	B 空地	A 建直し	B 空地		A 建直し	B 空地		A 建直し	B 空地	
S地区	7	6	0	0	0	13	64	3	3	1	0	71	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	86
N地区	5	5	1	0	0	11	49	3	3	0	0	55	183	13	7	0	0	203	2	0	0	0	2	271
K地区	16	16	2	0	0	34	69	9	1	2	0	81	80	4	1	0	0	85	3	1	0	0	4	204
合計	28	27	3	0	0	58	182	15	7	3	0	207	264	17	8	0	0	289	6	1	0	0	7	561

- いずれの地区でも約半数が「解体・建直し」しているが、2010年以降は全く「解体建直し」も「解体空地」にもなっていない。
- 2000～2010年間、いずれの地区でも約1割が「建直し」か「空地」になっている。

➢ 2010年以降は数件であるが「建直し」を行っている
- 2000～2010年間、N地区は約1割、K地区は約0.5割が「建直し」を行うか、「空地」になっている。S地区は変化なし

➢ 2010年以降は「建直し」も「空地」にもなっていない。

2000～2010年間、各地区での家屋状況の変化は、「建直し」は見られるものの、「空地」は、全壊・半壊・一部破損を合わせて18件。2010年以降の「建直し」は半壊の3件のみで、何れの地区でも「空地」にはなっていない

それで、この支援策はじゃあどういふ効果を発揮したのか。あのこれも、この論文をそのまま持ってきたんですけど、なかなか分かりづらいので、これ見てもらえれば良いと思うんですけども、A、Bって書いてますが、このAってというのは「建直し」たと書いてありますけども。建物を解体して建て直したということですね。だから前の建物は全部は壊しちゃった。「空地」というのは、壊した後は空き地になってますということですね。現存というのは、このことばもちょっと使い方どうのかなと思うんですけど、「建直し」はまさに新しく建て直すんですけど、そのままの状態、まあ修理は当然しますけど、修理した上で住み続けている人っていうふうには、この「現存」は見てください。建て直した家は6戸あってということですね。これが2000年から2010年の間での変化。その隣に2010年から2015年までの変化。だから全壊と判定されたS地区の家においては、2010年以降、建て直しも空き地になったところはありませんということ。だから実際には多くの方々が残って全壊の建物を直したり、あるいは建て直ししたりしながら13戸今住んでいるっていうふうに見てもらえれば良いわけですね。そうすると半壊も同様で、あのS地区であれば64戸は半壊ですので、やっぱりそのまま修理してということですけど、建て直しがあって、さすがにやっぱり空地は3戸ぐらい生まれたけれども、その後、2010年以降については、このような形はほとんど変化がない。だから、2010年までにだいたいの家は補修したりして、その住宅再建が終わっているっていう。まあ完全にではないですけど、そういうふうに見て取ることができます。

だから一部損壊を見て頂くと、特にこの1しかないS地区はあまり参考にならないと思いますけど、その下のN地区で見ると建て直しは13戸で空地のもすがにあるのですが、多くの方の世帯が補修制度を利用して、そのままのところ今住んでいるというふうなことでも見てもらえれば良いと思います。だから全体とするとその支援制度を活用する中で、今まで住み続けたいと思っていた人が全部ではないけれども、住み続けることが一定可能になった、あるいはその結果、そういう結果になったというふうに見ていいのかなというふうに思います。

県独自住宅支援策の結果（日野町を例に）

②自然減とみられる人口減はあるが、世帯数の大幅減少を防いだ

日野町の被災後の人口・世帯数推移 日本建築学会計画系論文集第82巻(代)37号2017年7月 浅井秀子・熊谷昌彦

	2000年4月1日		2010年4月1日		2015年4月1日		2000年/2015年	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
S地区	394	134	345	133	303	130	77%	97%
N地区	888	336	742	333	671	328	76%	98%
K地区	724	261	559	242	508	226	70%	87%
合計	2006	731	1646	708	1482	684	74%	94%

公的支援の必要性（2010年調査）

	S地区		N地区		K地区	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
必要だった	31	94%	91	67%	41	73%
やや必要だった	1	3%	21	16%	7	13%
どちらとも言えない	1	3%	9	7%	3	5%
あまり必要ではなかった	0	0%	5	4%	1	2%
必要ではなかった	0	0%	2	1%	1	2%
その他	0	0%	0	0%	0	0%
無回答	0	0%	7	5%	3	5%
合計	33		135		56	

公的支援の満足度（2010年調査）

	S地区		N地区		K地区	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
満足	10	30%	51	38%	24	43%
やや満足	8	24%	31	23%	17	30%
どちらとも言えない	9	27%	36	27%	6	11%
やや不満	3	9%	3	2%	3	5%
不満	1	3%	1	1%	1	2%
その他	0	0%	2	1%	1	2%
無回答	2	6%	11	8%	4	7%
合計	33		135		56	

その支援の結果として、日野町では人口がどうなったのかということなんですけど、特に赤線で囲ったこの部分なんですけど、2000年の4月ではこれぐらいの世帯数とか人口とかあったわけですね。それでこの世帯数のところみると2000年対比で97、98、87、全体合計で94%ですね。女川は今50%ですから。あの2011年対比で見るとね。だからそういう意味で言うと、あの山間地、日野町という山間地でこれぐらいの世帯数、わずかしこ減少していない。人口は、このくらい出ていくのは仕方がないのかなとは。まあ、そういう意味で自然減という風に見ているかなと思うんですが、特に私が注目するのは、世帯数がほとんど減ってないということですね。要するに住み続ける条件を確保できたのではないかということです。公的支援あの先ほど説明している鳥取県の制度は、それぞれの人達の反応がですね、S地区であれば、「必要だった」。まあ言葉言い換えると助かったということですね。このツールで持って「やや必要だった」も加えると97%、ほぼ100%ということになります。満足度、やはりここにくると、そのやっぱりそう言ってもということ、金額的な問題とか色々あるんでしょうか？ 54%ぐらいが「満足」「やや満足」っていうことでカウントされます。まあ、K地区に行くと右側の1番端ですけれども、43%と30%、73%ぐらいのかたが「満足」「やや満足」っていうふうなことです。全体的な結果の満足度ということで見ていくと。どうも東日本大震災と比較検討してみるとどういう風に見えるかわかりませんが、感覚的に言うとはですね。満足度全然ちがうかなっていう、そんな風な印象を持っています。

鳥取県における災害ケースマネジメント

鳥取県 災害ケースマネジメント

先ほど最初にお話ししましたが、今までのところが住宅再建支援制度ですけど、それとあの2018年からスタートしているケースマネジメントです。じゃあこの鳥取県のケースもあれば、ということなのかということで、これはあのこれですね、（津久井進著『災害ケースマネジメント◎ガイドブック』をカメラに映しながら）津久井さんがあの今年の2月ですか？3月ですか？発行した『災害ケースマネジメント』の中にも触れられているんですけども、そのことも一部ちょっと入れてありますが、

鳥取県中部地震後、全国で初めて制度化

県独自支援制度により多くの被災者が救われたが、1年以上経っても約900件（全体の5%）の世帯が支援制度の申請をしていなかった

2018年3月 「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」を改正（施行4月）



全国で初めて災害ケースマネジメントが制度化された

【鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（抜粋）】

（被災者の生活復興支援体制の構築）

第25条の2 県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。

これみていただくと、タイトルにあるように中部地震以降ですね、全国で初めて制度化したということです。それで契機はですね、この左上、県独自の支援制度によって、より多くの被災者が救われたんだけど、中国地震から一年以上経ってもですね。あのさまざまな支援制度の申請を900軒ぐらいの方。全体の5%になってますが、その世帯が支援制度の申請をしてなかったということで、「これは」って言うことで、まあここでお気づきになったんですね。おかしいなあっていうことで。それで、あの18年3月にその条例を改正をして、ケースマネジメント制度を導入するということになったようです。その下にこの条例の改正の中身が入ってますけども、これはね、ここに仙台市の状況なんか見ると「う～ん」と唸りなりますけど、「県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理」まで。「その他生活にかかる課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする」。だから、このくだりってというのは非常にあのう。僕自身はまだこんな制度を運用している事例は、鳥取県以外はわからないし、知らないですね。

鳥取県版災害ケースマネジメントとは 「生活復興支援」の導入

「中部1市4町を中心に住家被害は約15,000棟に及び、古い住宅を中心に屋根瓦（特に土葺きの瓦）のズレや落下が数多く見られたほか、外壁のひび割れ・落下、塀の倒れ等が多数発生しました。これに対して、被災世帯の住宅再建及び修繕のための支援措置を講じるなど。県や市町村の積極的な支援により、鳥取県中部地震発災から約1年でブルーシートが残る住家は概ね5%にまで減少しました。

しかし、発災後1年経過してもなお、住宅修繕に着手することが出来ない世帯があり、その中には健康面、資金面での問題を抱えていたり、高齢者世帯で修繕にむかう気力を失ったりしている方々などもおられます。

このような世帯へ対応するため、行政や民間団体などで構成する「生活復興支援チーム」を新設し、困りごとの解決策を具体的に提案することで被災者の生活復興を後押ししていく鳥取県版ケースマネジメント「生活復興支援」に取り組むこととなりました。

また、今後再び大きな災害が発生した際にも同じ考え方で支援に取り組むため、平成30年4月に、この被災者の生活復興体制を全国で初めて条例に規定し、恒久制度としました。」

災害ケースマネジメントとは ～被災者一人ひとりに寄り添った支援～

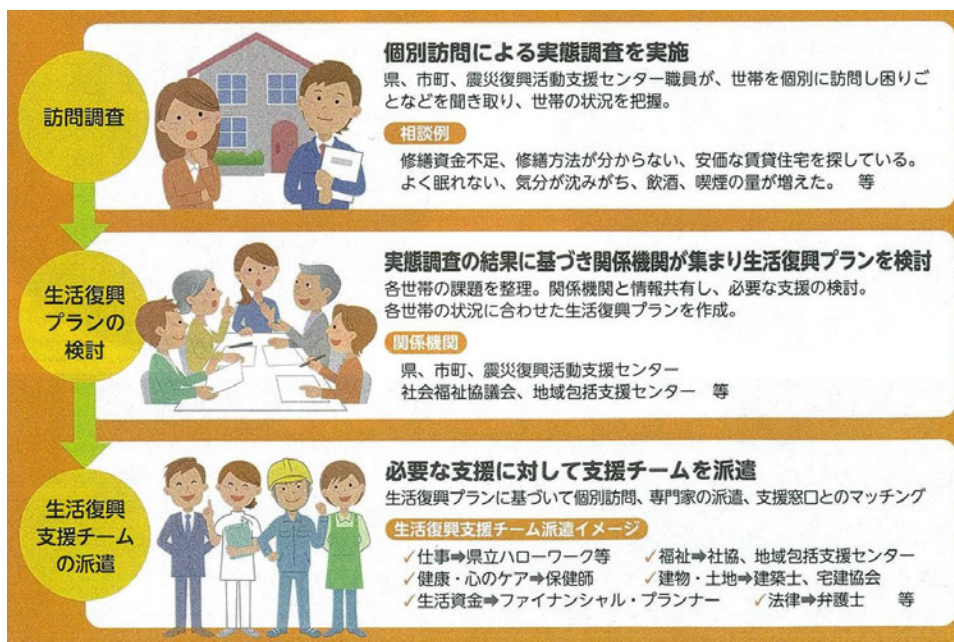
災害によって被害を受けた被災者一人ひとりに寄り添い、生活全体における状況を把握し、それぞれの課題に応じた情報提供や人的支援など個別の支援を組み合わせて計画する取組です。

この取組は、2005年にハリケーン「カトリーナ」で甚大な被害を受けたアメリカ合衆国で初めて制度化され、被災者支援のために実施されました。国内では東日本大震災で被災者した仙台市が初めて本格的に取り入れました。

「生活復興支援に取り組んでいます」（鳥取県発行パンフ2018年発行）

次のページのところは、あのケースマネジメントというので、これはパンフレットから撮ったものなので、後ほどを見て頂ければと思いますが。私もわからなかったんですけどね。この古い住宅を中心に屋根瓦、土葺きの瓦って書いてありますね。宮城県で土葺きの瓦ってというのは僕自身は知らないんですけども、あの屋根の上に土をまあ粘土みたいなものを敷いてね。そこにこう瓦を貼り付けていくというやり方なんだそうです。だから、基本的には地震がきた時ににざっとその瓦が落ちるようにして、建物全体が屋根が落ちるっていう状態を防ぐという知恵があったようなんですけども、そのような建物が多かったらしいんですね。それで、そういうあの屋根瓦のズレだとか落下と言うのが、2年前の大阪北部地震の時にもブルーシートのものがいっぱいありましたけども、そういう状況をなんとか作らないようにとていうことが意図だったようです。それで、ここの3行目位の所にありますけれども、「これに対して、被災者の住宅再建及び修繕のための支援措置を講じるなど、県や市町村の積極的な支援」で、「ブルーシートが残る住家は概ね5%まで」減ったと言うように県は言っています。ただ、そのやっぱり困難を抱える世帯があると言うことをちゃんと把握して、その世帯に対する対応策を作ろうということで、行政や民間で構成する生活復興支援チームというのを作って、この制度の具体化を図っていたと言うようなことです。一番下のところにありますけど、県の説明パンフレットの中ではカトリーナをひとつ参考にしましたよということと、もうひとつは一番最後の行にありますけど、仙台市が初めて本格的に取り入れましたと言うような事ですね。まあ僕自身はちょっと余計な話ですけど、仙台市はちゃんと、仙台市もケースマネジメントを総括をしないで被災者生活支援室ですか？ あれを去年の4月に廃止するということをやっていますから。まあ総括する気は全然ないんだろうなというように思います。

災害ケースマネジメントの流れ



それでケースマネジメントの例なんですけど、これはイメージしやすいんですが、戸別訪問で実態を聞いて、例えば相談例ということで修繕資金が不足しているだとか、修繕方法がわからないだとか、安価な住宅を探してるんだけどとか、いろんな健康上の不安も含めてですね。ずっと聞き取りをして、次のステップで生活のプランを関係者が集まってですね。生活復興プランというのを作って、まあカルテみたいなものでしょうかね。処方箋みたいなものでしょうか？ それを基にして支援チームを派遣すると。ここですね。具体的にはあのハローワークに紹介するとか、社協が対応するとか、地域包括支援センターですね。これらがネットワークを組んで、個別のそれぞれの世帯に対する支援を進めてきたということです。

生活復興支援取組事例

- **家が被災の高齢夫婦世帯**
 近隣住民から相談があり実態調査をした結果、ボランティア団体による屋根修繕を実施。併せて保健師が世帯訪問し、介護予防サービスを受けていただくこととなった。
- **瓦が崩れブルーシートで対応していた高齢世帯**
 実態調査の結果、世帯には借金があり、世帯主は療養中であることがわかった。民生委員や近隣住民の協力を得てボランティア団体による屋根修繕（瓦落下防止対策、雨漏り対策）を実施。生活面では、過払い金を含む返済状況の確認などをするため弁護士を派遣し支援した。
- **賃借している店舗が被災し、店舗経営に苦慮している世帯**
 生活資金、不動産、相続等の多岐にわたる課題に対応可能な専門家につなぐためファイナンシャル・プランナーを派遣し、家計の点検・助言を行った。
- **住宅が傾き、業者から住み続けるのは危険だと説明を受けた世帯**
 震災復興活動支援センター、建築士が住宅の増築された部分毎に住宅の傾きを調査し、危険箇所を修繕することで引き続き安全に居住できることを世帯に説明。その結果、危険箇所のみ解体し、新築することになった。
- **修繕費用の検出に苦慮されていた世帯**
 建築士を派遣し、現地確認。サッシを交換するのではなく建具の調整を行う等、再建支援金の範囲内で修繕可能な修繕方法を提案し、その内容で業者が修繕した。
- **借家が被災し、大家から修繕できないと言われた世帯**
 家賃や周辺環境について、条件のよい引越先が見つからなかったため、ボランティア団体がブルーシートの張替えを行った。
- **屋根瓦がずれ、雨漏りする世帯**
 業者から「修繕費用が高額となる。」「建て替えを勧める。」などの説明を受けたため、修繕しないままになっていたが、市職員、建築士で修繕方法を検討し、市の補助金を使うことを提案したところ、屋根瓦の修繕を進めることになった。



具体的な事例で、細かくは後ほどご覧頂ければと思うんですが、東日本大震災でもあった事例ですけども、家屋が被災の高齢夫婦世帯で「近隣住民から相談があり実態調査をした結果、ボランティア団体による屋根修繕」をやったと。「保健師が世帯訪問し」て「介護予防サービスを受けていただくこと」もあったと。かなり孤立してたっていう感じですね。これが行政のサポートで、このような結果で対応することになった。先程ふれた瓦、ブルーシートで対応していた高齢世帯についても、本当にあの見たような感じですけど、借金があって療養中だと言うことで、民生委員だとか近隣住民の協力を得て屋根の修繕をやり、生活面でさまざまな過払金の返済等々の措置をとる。そのような、本当にぎーっとここに入れてありますけど、いくつか、東日本大震災と全く共通するような事柄に対して細かく対応したというようなことが、生活復興支援の実例として報告されています。

屋根等修繕のための支援策

● 鳥取県震災復興活動特別支援事業補助金

鳥取県中部地震により被災した住家等の屋根修繕に係る経費を修繕実施団体へ補助し、住宅修繕を推し進める制度です。

平成29年度からブルーシートの張替え、修繕などをする団体の支援を行っています。

平成31年度には、さらに加速して住宅修繕が進むよう修繕を実施する団体の要件を緩和し、支援を推し進めます。

補助金概要	補助率	10/10
	補助上限額	30万円
	補助対象経費	修繕に係る原材料費、車賃及び技術協力者への謝金等

活動実績	平成29年度	12棟
	平成30年度(H31年2月末)	19棟

● 鳥取県屋根修繕促進支援事業補助金

生活復興プランを策定した生活保護世帯の住家の屋根等の応急修繕を行うことで、被災者の安定的な生活の場を確保するための制度です。



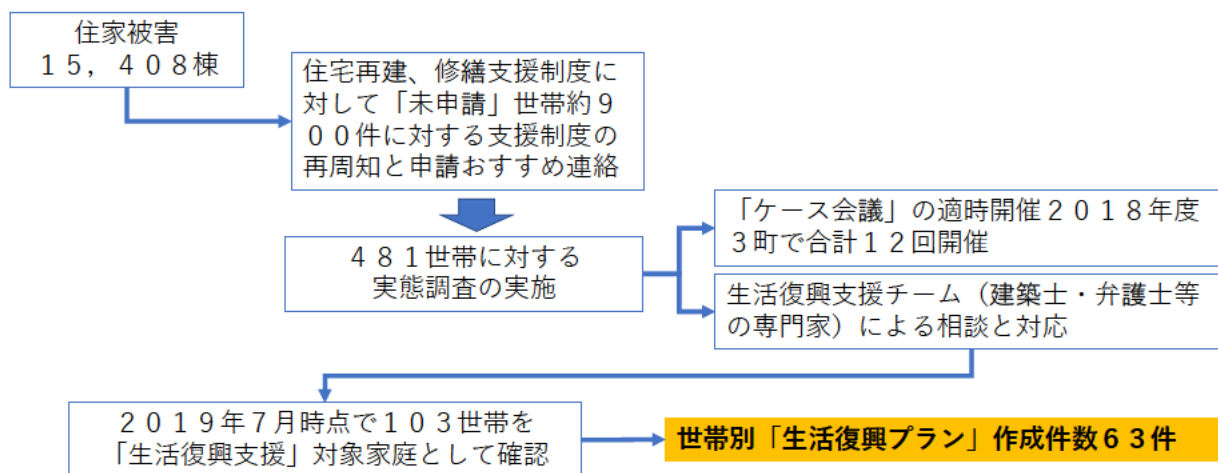
次があの一歩最初のところで遠州さんから質問がありましたが、僕もその制度の体系図がよく分からないんですけども、作ればなーとは思ってるんですが。その中の一つにですね。鳥取県の申請復興特別支援事業補助金っていうのがあって、これ4行目ぐらいですか？平成29年度から屋根のブルーシートの張替え修繕などをする団体の支援をしている。だから直接被災者じゃなくて支援する団体に対してあ支援するというそういうやり方を取るですね。31年ですから去年ですか？これについては、その修繕を実施する団体の要件を緩和して、さらに支援の枠を広げた。補助率10/10、30万上限。車賃とかね。こういうのを出すって訳ですよ。原材料費を出し、車賃も出し、借金も出すと言うようなことで、本当、細かいというように思いますけど。実際上は12とか19棟ぐらいの方なんですけども、このような形で、助かった方も多いんじゃないかなっていうように思います。

中部地震発生からの支援策の動き

H28	10月21日	地震発生	
	10月24日	●鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会 鳥取県中部地震を鳥取県被災者住宅再建等支援条例に基づく「自然災害」に指定(条例制定後初) 住宅損害割合10%以上の世帯を本制度の支援対象とすることを決定(上限30万円) 損害割合10%未満の世帯に「被災者住宅修繕支援金」で支援することを決定	
	10月25日	●10月補正予算(専決処分) 被災者住宅再建等総合支援事業実施 頑張る企業を応援! 特別金融支援事業の創設 等	
	11月21日	●鳥取県中部地震復興本部立ち上げ	
	11月30日	●11月補正予算 鳥取県版経営革新総合支援事業(復旧・復興型)創設 等	
	12月9日	●中部地震住宅修繕支援センター開所	
	12月13日	●鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会 半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設・購入を支援対象に追加 賃貸住宅所有者を支援対象者に追加	
	3月7日	●2月補正予算 住宅修繕促進支援事業(県外職人招致支援)創設 等	
	H29	4月1日	●中部地震復興本部事務局開局(中部総合事務所内) ●震災復興活動支援センター開所(パープルタウン とっとり県民活動活性化センター内)
		10月19日	●鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会 中部地震に係る支援金の申請期限の延長 中部地震での支援内容を基本とした制度拡充を行う。
1月18日		●中部地震対策会議 生活復興支援体制の構築を表明	
2月13日		●鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会 中部地震に係る支援金の申請期間の延長	
3月20日		●鳥取県中部地震に係る生活復興支援連絡会を立ち上げ	
H30	4月1日	●鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正 生活復興支援体制を明文化	
	10月29日	●鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会 被災者住宅再建支援金の申請期間及び完了期間の経過措置の設定	
	3月8日	●当初予算 屋根修繕促進支援事業の創設 震災復興活動特別支援事業の拡充	

ここに生活復興支援体制を明文化というので、平成18年4月1日なんですけど、それまでのさまざま打った手だっていうのはこういうようなことでやってきました、ということで、県の方では説明をしています。まあ、ここら辺の県の説明なんですけど。

中部地震における生活復興支援事業の到達点



予算	2018年度 委託費3,825千円・専門家派遣経費3,356千円
	2019年度 委託費3,825千円・専門家派遣経費412千円

注) 19年度の専門家派遣経費は前年度実績ベース
『鳥取県中部地震における鳥取県の対応』2019年8月5日 鳥取県危機管理局長西尾浩一

具体的にじゃあざっと見ていただいた中部地震における生活復興支援事業の現在の到達点はどうなんだということなんですけど、先ほど見ていただいたように、住家被害は15,000棟だった。 それに対して未

申請世帯は900だった。訪問しているいろいろやって、実際に、いろんな対応があったんだと思いますが、「うちはいいかな」とかっていうので、結果的には500世界ぐらい実態調査をやって、その実態調査にもとづいてケース会議っていうのを適宜開催して、生活復興支援チームを派遣。そこから相談と対応を要請するということで103世帯が対象世帯として確認をしてプランを作ったんだそうです。だから一番最初の900件申請の人たちの間で言えば、103世帯が具体的に生活プランを作成して、細かくやってこうねっていう風になったということですね。そうそうじゃなかった事例、要するに対応しなかった事例がどういう事例なのかについては報告されてないんですけども、あの今、わかったのはこういうことです。それで予算ですね。意外とかかってないですよ。2013年度の分が委託費ってありますけど、382万ですね。先ほど言ったさまざまな支援チームの外部の人たちに対する委託のお金ですね。社協中心なんだと思うんですけど。あごめんなさい。専門家派遣経費が今言ったことです。委託経費は社協だったかな。だったと思います。2018年度が、専門家派遣経費が335万で、去年19年度減ってるんですけど、減らしたわけじゃないんですけども言っているんですよ。要するに18年度のところは、大きくとりすぎましたと。だから、412,000円というのはここにありますが、前年度の実績です。実績ベースなんですということ、特別に何か予算的に絞ったということではない。逆に言うと、380万と41万ですから400万ちょっとなんですよね。それでここにある103世帯ぐらいのことが出来るわけですから。はなから村井さんなんかはこんなことやる気はないわけですよ。あのお得意の予算がないからとか、これぐらいの金額でできることなんだということですね。きちんと位置づけさえすれば。

中部地震「生活復興支援事業」の体制・取組

生活復興支援チーム体制

- ①ファイナンシャル・プランナー ②弁護士 ③宅地建物取引業協会相談員 ④病院職員（地域連携室） ⑤建築技師（県職員） ⑥障がい者支援専門員 ⑦ケースワーカー（社協職員） ⑧専門ボランティア（復興支援隊「縁」：屋根・家屋修繕の専門ボランティア） ⑨建設業・工務店関係者（瓦工事組合・建築連合会・左官業協同組合）

生活復興支援チーム派遣数 91件（2019年7月19日現在）

- ボランティア復興支援隊「縁」→25件
- 建築技師→33件
- 建設業・工務店関係→15件（2019年度事業）
- 福祉関係 社協職員→5件 県福祉局職員→1件
- 地域包括支援センター職員→1件
- 民生委員→2件
- 保健関係 保健師3件
- 土業関係 ファイナンシャル・プランナー2件
- 宅地建物取引業協会相談員→3件
- 弁護士1件

『鳥取県中部地震における鳥取県の対応』2019年8月5日 鳥取県危機管理局长西尾浩一

この次のページですが、先ほど言った改正についてはざっとご覧ください。ファイナンシャル・プランナーからずっと左官業協同組合まで細かくこんな方々が生活支援チームに加わってやっていたということ、具体的な派遣の中身ですけども、「縁（えにし）」とかっていうボランティア復興支援隊。チーム王冠みたいなもんですかね。これが25軒とかね。そういうようにそれぞれの件数がこのようにまとめられています。なんかものすごくいっぱいあのあるようなイメージもあったんですけど、意外とやって見ると

こんな感じなんですけどね。だから。相談だけで、対応できたものもあるだろうし、こういう技術的な対応をした一連の件数もこれぐらいあったということですよ。

制度導入の効果と課題（鳥取県まとめ）

成果

- ▶ **支援制度申請の早期完了**
2019年2月で全対象者からの申請完了
- ▶ **被災者ニーズへのきめ細かな対応**
 - ・より安価な方法での修繕実施ができた
 - ・適切な福祉サービスの提供（生活保護・介護予防など）
- ▶ **地域課題としての認識醸成**
一部地域ではボランティアの修繕活動に地域が協力
- ▶ **関係機関との連携確保**
弁護士会・FP協会・宅建教会との相談の道筋構築

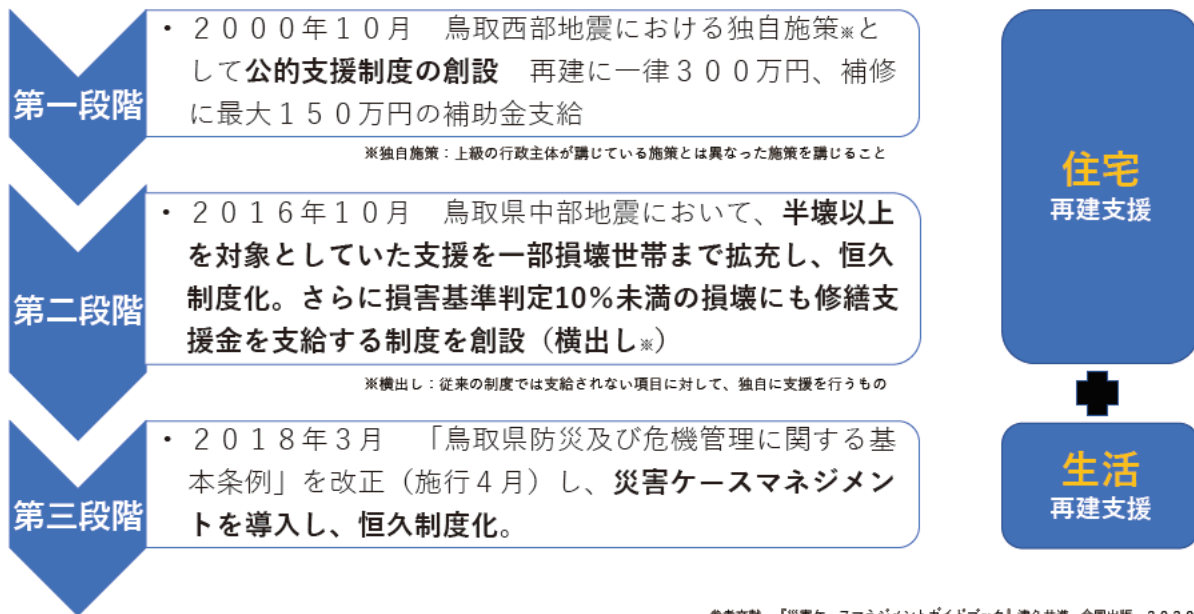
課題

- ▶ **市町村主体の動きへの移行**
本来より住民に身近な市町村が主体的に取組み、県はその後方支援というのがあるべき姿
- ▶ **防災・福祉部局の連携**
被災者対応の主体は、発災当初の担当の防災部局から、福祉部局に移行するので円滑な引継ぎが必要
- ▶ **他の災害への円滑な適用**
鳥取県中部地震の被災者についてのノウハウは蓄積できたが、いかに他の災害の際も円滑に運用できるか

【鳥取県中部地震における鳥取県の対応】2019年8月5日 鳥取県危機管理局长西尾浩一

あのこれは県の総括なんですけども、左側が成果という事で記載されてますが、まず「支援制度の申請の早期完了」。だから、いろんな制度があっても分からないでいるとか、やり方がどうも面倒で嫌だとか、いろんな事例があったと思うんですけど。石巻の例の在宅被災者の調査を一つとってみても。それでこれをやることによって、その申請をね、全体者が対象者からの申請を完了することができているんですよ。だからまさにあの狭間の中で落ちこぼれていく人っていうのを防いだっていうことですね。それから「被災者のニーズへのきめ細かな対応」が出来た。先ほどちょっと見ていただいたように、非常に細かい対応をしていましたので、そういう点ではそうだかなっていうふうに思います。「地域課題としての認識醸成」ってこれはですね、どういうことかという、あの県がそういうことをやることによって、地域に住んでいる人たちがね、自分たち自身の問題として、隣で困っている人を助けるとかというようなことで、一部地域ではボランティアの修繕活動に地域の人たちが協力すると言うようなことも生まれてきたというように言われています。もう一つは「関係機関との連携確保」ができた。やっぱりつながりが強まったということだったので、こういうところで。それで課題としては県がこれをやったんですけど、一番上にありますが、「市町村主体の動きへの移行」。やっぱり、県がやるのはそれはそれで立派なことではあるんですけど、本来はやっぱり市町村がきめ細かくやるべきだろうと。県はその後方支援というのがあるべき姿じゃないかっていうことです。まあ県が今、実際にやっていますから、言い逃れの方便として言ってるじゃないと思うんですよ。だからこれはその通りだなと思う。それから、「防災・福祉部局の連携」。これ本当にいわゆる行政の縦割りのところをですね。「発災当初の担当の防災部局から福祉部局に移行するので円滑な引継ぎが必要」だと。やっぱり課題としては縦割りの部分を鳥取県でも感じてるのが伺えます。それから「他の災害へ円滑な適用」ということで、これはたまたま地震の対応だったんですけど、それ以外の対応というふうにあの運用できるか？ノウハウを少し貯めていかなきゃいけないんだというように認識してる。

鳥取県の被災者支援の取組みの流れと意義



参考文献 『災害ケースマネジメントガイドブック』津久井進 合同出版 2020年1月

最後ですけれども。意義っていうこと。まあ（皆さんの認識と）同じではないのかもしれないですけど、僕自身は左側の方に段階がありますけど、第一段階で西部地震で独自制度を作ったと。まずそのこと自体が極めて先駆的だったと思います。被災者生活再建支援法の当時の支援内容から比べるとですね。次に第二段階で例の16年の中部地震。半壊以上を対象とした支援を一部損壊まで拡充したということ。10%未満の、いわゆる一部損壊（の中でも、被害程度の小さいケース）ですね。細かい部分のところまで修繕支援金を支給する制度というのを作ったと。そういう意味で、住宅再建支援制度の2つの段階を経て一定のレベル作れて、全被災者が救われる、あるいは資金で支援されるという状況が作れた。しかし、生活支援、この上の二つは住宅再建支援だけでも、それと同時にその生活の再建の支援をね、あの手続きの仕方から始まる生活再建支援というものを組み合わせることによって、それも恒久制度化することによってね。被災者に対する本当の支援が、今の時点では具体化されつつあると思う事だと思うんです。だから。一般的にはあ申請主義ですから、特にこの生活再建支援のところ申請してもらったところに対応するっていうのは今のやり方ですし、それを逆にね、まさにアウトリーチでこちらの方から行って状況を聞き取って対策を打つと。そういうことにチャレンジしているということだと思うんです。だから、全体のその住宅再建の支援制度だけではダメで、今この3段階目にあるその生活再建支援っていう生活の支援ということについても、まさに組み合わせ、行政が対応する仕組みをつくっていかないと、いわゆる在宅被災者っていうような人たちは、本当の意味でなくなるんじゃないかなっていうように、僕自身は思います。そういう意味で、住宅再建の支援制度というものを、今ちょっとご説明した二つを重ね合わせる、組み合わせる。そういう取り組みがやっぱり費用なんじゃないかなっていうように思いました。

まあ、あのいわゆる問題提起ということでですので、私はそのように思っていましたということで以上です。

【質疑応答】

(遠州) ありがとうございます。少し議論して行く時に、スライドの内容についても、議論したい方がおられると思います。今のところ、皆さんのお手元に資料をまだ配布してないので、画面共有を終了しないで、出したままにしておいて頂けますか？ その上で若干の議論をして行くと言うことにしたいというように思います。

全体の流れを説明していただいたんですけども、まず一つのポイントは、出発点は住宅の再建支援ということをまず最初に取り組んだ、ということが一番最初の流れで、きっかけになったのは、国の被災者生活再建支援制度が1998年に制度化されたけれども、そのときの枠組みではですね。鳥取県西部地震で起きた被害に対応することが殆どできないということがわかって、独自の支援制度をつくる必要があるというように判断をして、そういう制度を作ったと。

それで、その後被災者再建支援法が改正をされて徐々に充実はされていったのだけれども、しかしながら、鳥取県中部地震が発生をして、やはり充実された国の支援法であっても、対応することが非常に難しいということで、とりわけ、まあ、消防庁の被災被害認定の言い方だと一部破損という言い方になっちゃうんですけども、一部損壊世帯にまで支援を拡大しないとですね。現実には生活の再建が進まないと言うことで、一部損壊世帯まで 拡充するような制度を作った。だからそういう意味では、国の制度との関係において、住宅再建の支援を独自支援をを作らないと対応できないという形で、住宅再建の支援の方が先に進んでいったということがあったと。

その中で鳥取県で独自制度を作ったのにもかかわらず、それが利用されないという部分が残ってしまったということがあって、その利用されなかったところ、約900世帯ですか。その900世帯をカバーする必要があるのかないのかということを考える上でも実態調査をやって、その実態に応じた支援をしてゆこうことになって、そこで「危機管理に関する基本条例」を改正して災害ケースマネジメントを導入することになったと言う流れだったということですね。

でまあ、私、今のあの小川さんの説明を聞いて、あまりちゃんといままで認識してなかったんですけども、被災者全体に、大きく網をかけて災害ケースマネジメントをするという話ではなくて、住宅の再建支援制度を利用してない世帯に的を絞って、そういう意味では利用していない世帯っていうのは、おそらく利用している世帯以上に困難を抱えているんじゃないかという仮定に立ったということなんでしょうかね。その上で、かなり絞った対象に対して、

実態調査をして、その実態調査から分かった中身に対して具体的な支援を、さまざまな専門家と協力し合って進めるような仕組みを作って行ったという話なんだと思うんですけども、小川さん、だいたいそんな流れてとりふうに理解してよろしいでしょうかね？

(小川) そうですね。あの付け加えるとすると、鳥取県が最初にこの制度を作ったことが、現在の支援法を改正することの後押ししたっていうことです。ただ

鳥取県被災者住宅再建支援制度の創設からの経過

国支援法	鳥取県西部地震発生	
1998年 成立・施行	2000年10月17日発令	住宅復興補助金(鳥取県西部地震被災者向け住宅復興事業費補助金交付要綱) 暫定：鳥取西部地震に対応
2004年 第一次改正	2001年07月6日	被災者住宅再建支援条例施行 恒久的な支援制度の創設
2007年 第二次改正	2007年12月14日	国 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律 施行 住宅本体の建設・購入・補修経費も支援対象に
	2008年3月28日	鳥取県被災者住宅再建支援条例の改正 同制度の拡充に応じた支援対象及び額の見直し
	2012年10月19日	鳥取県被災者住宅再建支援条例の改正 グリラ豪雨や竜巻等の局地災害に対する対応を拡充
	2016年10月21日	鳥取県中部地震発生 一部損壊多発
	2016年10月25日	被災度合いの小さな家屋被害等への支援拡充を決定 一部損壊へ支援 住宅損壊割合10%以上世帯 上限30万 住宅損壊割合10%未満世帯 1~5万
	2017年3月7日	住宅修繕促進事業(県外職人招致支援)創設 屋根修繕を実施するボランティア団体に対し、原材料費や車賃などを上限10万円で支援
	2017年10月11日	震災復興委活動特別支援事業に「住宅修繕支援型」を追加 中部地震対応で拡充した支援内容等の恒久化
	2017年12月26日	鳥取県被災者住宅再建支援条例の改正 技術協力を得て銅板等の建材を使用した修繕を行うことが出来る内容に拡充し、上限を30万円に引き上げ
	2018年3月23日	生活復興支援体制を明文化
	2018年4月1日	鳥取県防災及び危機管理体制に関する基本条例の一部改正 生活復興支援プランを策定した生活保護世帯の応急修繕を584千円上限で支援
	2019年3月8日	屋根修繕促進支援事業創設 修繕実施団体を建設業関係団体に拡充

出典：「鳥取県中部地震における鳥取県交付金」2019年9月 鳥取県危機管理課 鳥取県中部地震「鳥取県中部地震における住宅復興への取組み」2018年5月 鳥取県生活環境部 ぐららの安心館 岡崎智博氏の各報告から作成

P3のスライドの再掲

ね、宮城県の独自制度のあったんですよね？ 2003年のあの北部地震。半壊まで含めて住宅再建で200万、補修で50万。これあの暫定だったので、つまり北部地震が対象だったから、今ないんですよ。この鳥取の事例と宮城県の事例が今言った再建支援法を現在形にする上で、大きな推進力だったっていうふうに見ている、そういう見方もあるんですよねよね。宮城県は今ないでしょ。いわば、さてさてどうなってるのかなというのは強くありますね。

(遠州) どうですかね？小川さんね、15,000件の被害があって、一部損壊を含めてですね。それで15,000軒の被害に。対して、その全体をその災害ケースマネジメントでカバーするという話ではなくて、要する、申請主義で申請してきて、ちゃんとその利用した人については、基本的にはそこでそれなりの支援が届いたと言うふうに判断をしてで届かなかった世帯が900があると。これは何とかしないといけない。アウトリーチ型で900を潰していこうじゃないか、と言うのが鳥取県のケースマネジメントの流れだと言うように多分なるんだと思うんですけども、そう言うふうに限定したと言うことについての評価はどうか、と言うことが一つあるかなと言う気がするんですが。[00:59:27.363]

(遠州) でのええと実際に利用した世帯についての状態がどうかっていうのがわかってないんですね。

(小川) 先程の日野町のレベルですね。

(遠州) 日野町のスライドですね。ああそうか。日野町のスライドでは、利用したところは基本的には生活再建案がかなり上手くいったというふうに見ていいという話か？

(小川) 厳密に言うと、住宅再建ですね。生活の部分については、この日野町の事例っていうのはまだ制度的にはなかったもので、住宅再建支援だけなんですけどね。

(遠州) あー、なるほど。日野町は利用している世帯だけ調査したんですかね？あの建築学会の調査というの？

(小川) それはね、ちょっとそこら辺が分からないんですよ。

(阿部) 日野町のその割合はどのぐらい？全壊とか半壊の。

(小川) あ、ここにあるな。

(阿部) これ見れば大体わかる。

(小川) 日野町全体ですか？

(阿部) 全体です。

(小川) 全体はねえ。

(遠州) 人口は3000人ぐらいだって言っていましたよね。

(小川) だから先の3つの地区で大体かなりの割合を占めるんですけどね。ああ、すぐは出てこないですね。

(阿部) あれ？さっきのデータに無かったでしたっけ？日野町の判定区分のデータ。

(小川) うん、ありますね。

(阿部) その画面をもう一度出していただくと。

(遠州) 多分ね。(キーボードの)カーソルの矢印で行くんじゃないの？

(小川) これですね。合計で561って右の真ん中の端っこにありますね。500って事は世帯数が1300だから。被害がなかったところもあるわけですけども。日野町の全体の被災状況はちょっとわからないですね。

(阿部) 半分ぐらいいくのかね？ 世帯数で言うと。

(小川) 日野町の全体はちょっとわからないですね。

(遠州) S, N, Kと三つの地区が取り上げられてるけど、他にも地区はあるのね。

(小川) そうですね。

(阿部) このデータを見ると、一部損壊が多いよね？だから、要するに地区によっても多分、全壊と半壊、一部損壊がごま塩的だと思うだね。まあどれが多かったのかは地区によって違うんだけども。要するに、一部損壊をちゃんと救済しないと地区全体が崩壊してしまうという、そういうこともあったんじゃないですか？

(小川) だと思います。

県独自住宅支援策の結果（日野町を例に）

①家屋の解体・撤去を防ぎ、既存住宅での継続居住を促進した

日本建築学会計画系論文集第82巻(2017年7月) 浅井秀子 熊谷昌彦

対象地区	り災判定																		総戸数				
	全壊						半壊						一部損壊							り災判定なし			
	現存	2000年～2010年		2010年～2015年		合計	現存	2000年～2010年		2010年～2015年		合計	現存	2000年～2010年		2010年～2015年		合計		2000年～2010年		合計	
		A	B	A	B			A	B	A	B			A	B	A	B			A	B		
建直し	空地	建直し	空地		建直し	空地	建直し	空地		建直し	空地	建直し	空地		建直し	空地		建直し	空地				
S地区	7	6	0	0	0	13	64	3	3	1	0	71	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	86
N地区	5	5	1	0	0	11	49	3	3	0	0	55	183	13	7	0	0	203	2	0	2	271	
K地区	16	16	2	0	0	34	69	9	1	2	0	81	80	4	1	0	0	85	3	1	4	204	
合計	28	27	3	0	0	58	182	15	7	3	0	207	264	17	8	0	0	289	6	1	7	561	

- いずれの地区でも約半数が「解体・建直し」しているが、2010年以降は全く「解体建直し」も「解体空地」にもなっていない。
- 2000～2010年間、いずれの地区でも約1割が「建直し」か「空地」になっている。
- 2010年以降は数件であるが「建直し」を行っている
- 2000～2010年間、N地区は約1割、K地区は約0.5割が「建直し」を行うか、「空地」になっている。S地区は変化なし
- 2010年以降は「建直し」も「空地」にもなっていない。

2000～2010年間、各地区での家屋状況の変化は、「建直し」は見られるものの、「空地」は、全壊・半壊・一部破損を合わせて18件。2010年以降の「建直し」は半壊の3件のみで、何れの地区でも「空地」にはなっていない

P10のスライドの再掲

(阿部) 要するに、全壊とか半壊だけ対象にした今の現行の支援制度だけでは、もう地区が持たないというそういう発想なんじゃないかしらね？

(小川) あの間違いなくそうだと思います。だから、このSとかNとかKとかっていう地区も、やっぱりレベルがあるんですね。全壊が多いところと、半壊が、一部損壊が多いところとかね。やっぱり偏在はするんですけど。このSのところ見てもらえるといいんですけど、一部損壊は合計1しかないんですよ。だから一部損壊は、このSの地区においてはほとんどなくて、ほとんど全壊か半壊だったということです。だからまずここは支援しなきゃいけないけども、この一部損壊、この部分については圧倒的に戸数は多いわけ

です。特にS以外のNとかKとかね。もちろん全壊とか半壊もあるけれども、一部損壊の割合も非常に高い。ここに手当てしなければ、やっぱり集落がもたないという判断ですね。

(阿部) 利用しなかったというのも、結局、一部損壊を支援しているということは、まあ要するに被災者から見れば(どうせ)しないだろうという発想で利用の意識がなかったというじゃないですかね。利用しようという発想に至らなかったというか。

(遠州) ただ900世帯が利用してなかったうち、実態で半分ぐらい、481世帯位を実態調査をしてみたら、さらにその3分の1ぐらいが支援が必要な世帯だったということが分かったということですよ。でその支援の内容に応じてどういう支援が必要かということで、色々専門家を組み合わせて支援しようというそういう取り組みをやったと。そういう中でも、屋根瓦の被害っているのが非常に多いということが分かったので、屋根瓦を復旧するための支援というのは特別に重視しましょうということになって、それを支えてくれるような人たちを支援するための補助制度も作ったという、そんな感じですよ。あ、3分の1ではないのか103世帯だから2割か？ 2割ぐらいが生活復興支援が必要な住宅だったということですよ。これが、申請済みのところに同じように生活復興支援が必要な世帯があったのかなかったのかというのは、ちょっと興味はあるところですねですね。

(小川) あの全体は記載されてないけれども。

(阿部) あと生活支援の対象世帯というのは、わりかし高齢者世帯とか、そういうのではなかったのかなっていう？

(小川) あのそれはね、そうみたいです。ちょっと書かなかったんですけど。高齢者ですね、多くは。

(遠州) だからそういう意味で言うと、石巻が独自の住宅支援制度、あの修繕のための制度を県の基金から補助金を使って作って、やっぱり未申請、申請しないところがすごく多いから訪問調査をしましょうとやりましたよね。だから、そういう意味で、石巻がやったこととよく似てますよね。あの経過としてみるよ。

(小川) だから、石巻の事例というのは今の遠州さんの話から行けば、今見ていただいている画面のここですよ(P16のチャートの左上部分)。ここには(右側のケース会議から専門家チームとの相談部分)行ってないわけですよ。

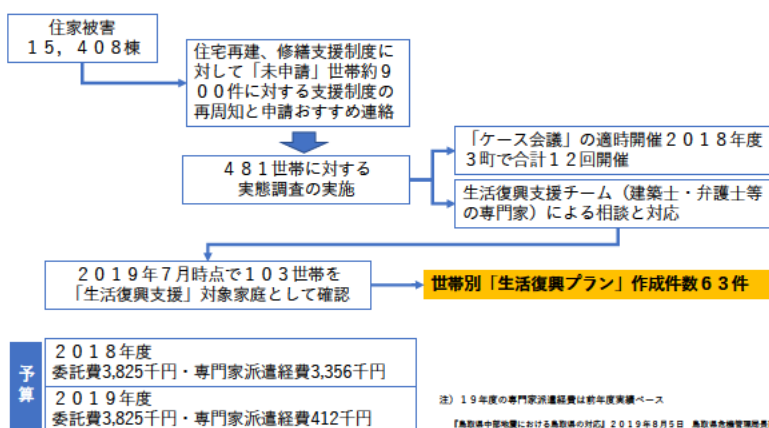
(遠州) そうだね、そこまで行きなかったということですよ。

(小川) 一応まあ、だからこんな感

じですが、(左側の実態調査と右側の個別対応の間が)斜めにこう切れて、実際にはその先のステップには行ってないんですよ。

(遠州) ケース会議まで行かなかったってことですね。ですね、

中部地震における生活復興支援事業の到達点



P16のスライドの再掲

(小川) そうですね。

(阿部) これを丸森の被災状況で考えると、まさにぴったりじゃないかなと思ってんだよね。要するに地区によっても全壊、半壊、一部損壊の割合が違うし、あのかなりある一部損壊というか、手当が今の制度で（支援が）薄い地区もかなりあるし、集落にとってもかなり傾向が違ってね。だから地区によってこれをかけていくっていう意味はものすごく大きいんじゃないかと思うんだよね。要するに丸森の場合は。だから少しそういうことで、これから考えてみたいなーという感じはしますけどね。

(小川) 全く同感なんですよ？

(阿部) これなくしては、例えば今丸森で考えていることは、要するに、災害公営住宅を幾ら作れば良いとか、集団移転は相応しくないとかだめだとか、個別のメニューで議論しているっていうか、集落をどう残すかとかね、意向調査をきちっと読むと、やっぱり現地で生活を早くやりたい。それと、みんなで一緒にその地域で日常の生活を取り戻したい。（そういう思いが見えてくる。）そういう視点で行くと、制度でバサバサ切っていくような話はダメなんだよ。要するに、このこれを面的にかけてきちんとしたマネジメントやって行くと言う以外には丸森町は残らないというのは、話聞いてよくわかりました。今回の小川さんの話を聞いて、うん。

(小川) だから僕、一番現実的に考えられるのは、あの阿部さんおっしゃる丸森なんですよ。だから丸森（丸森町内の丸森地区）こそね、まあ筆甫は、実際にこのケース会議にちょっと近いようななんか雰囲気を感じるんだよね。

(阿部) いや、大いにイコールですよ。

(小川) きっとね。それ以外の役場の近くの丸森地区だとか、他のところでどうなんだろうかと。だから、この前に役場に行った時にも「一番心配なのは丸森なんです」って。要するに「町の真ん中なんです」と。「筆甫とか、助け合いの流れというのはずっとあるからいいんだけども」、みたいなこと言ってましたよね。だからそういうので言うと、丸森でこういう仕掛けをどういうふうに作れるのか

(阿部) だから今こういう発想は丸森にはなくて、要するに街の中に災害公営住宅をまとめて作ってね。たぶん街中に集めるみたいな話になりそうなんですよ？今町（当局）のプランを見ていると。非常に大変危機的な状況なのね。それやりだしたら、もう集落の力が、各地区の力が抜けていくわけですから。もちろんあの地区によってかなりダメージがある地区、金山地区なんて、大変な被害を受けているところもあるんで、そこはそこで、これだけではすまないなって感じがするんですけども、あの結構この考え方だね、あの町全体、あるいは集落全体を復興していくという。そのもちろん、時間軸の話がもうすごい重要になってくると思うんですけど、それはあるなあというふう思うんですよ。

(遠州) それで話を前の議論にちょっと戻したいんですけども、10年検証ということの中で、どういように生かして行くかっていうことを考えたときに、宮城県の中でも災害ケースマネジメントをやってはどうかという議論が県議会などでされてきたと思うんですけども、そのときに県知事は鳥取県のものなところだと規模が小さいからやれるけれども、東日本大震災の宮城県の被害というのでは規模が大きすぎてとてもじゃないけどできないですよと言っていた。そういう答弁がされたというふうに、前にちょっとお聞きした気がするんですけども。福島さん、どうだったんですかね？県の方の対応も。

(福島) まず最初は、提案した時点で鳥取のことはじゃあ研究しましょうとか勉強しましょうということ、職員も派遣している聞き取りなんかもしてたんですけども、途中でそれが継続的な検討課題から落ちちゃって、結局、今遠州さんが言ったような形に、小さくなってるといいうか、宮城では難しいっていか東日本大震災では難しいというような形になっているのかなというふうに思いますけど。以前に中心的に質問していた人がちょっと何人か変わってきてるので、まあ、まるめて言うと、そんな感じですかね。

(遠州) その話の中には、こういう鳥取県の具体的なチャートみたいなものが出てないですね。おそらく。基本的には、宮城県の場合には、その住宅支援の独自制度もないわけなので、そういう意味では、その部分が無いということも大問題なんですけど、要するに鳥取県は住宅の独自支援制度を作って。それで一部損壊世帯も含めて支援しようということと頑張ったんだけど。ところが、未申請世帯が15,000対して900ってということは？5%ぐらいな感じですかね。そのぐらいの要するに未申請せたいがいて、だから、そのその世帯を取りこぼさないためにどうするかって話になって、実態調査をして、ケース会議をやって生活復興支援チームを派遣するっていう、そういう枠組だったわけなんで、まあ、ある意味、フィルタリングをかけてるわけですね。実際にケース会議に持ち込むまでの間に何段階かフィルタリングをかけているのと一緒なわけですね。住宅再建住宅支援制度を使ってくださいよっていうふうに言って、住宅再建制度を使った人についてはとりあえずあ支援は行ったと言うふうに見なした上で、その支援が行き届かなかった世帯について放つとかないでやるっていう話なんで。その第一段階で95%ぐらいは、住宅再建支援制度の方で、フィルタリングをかけて、まあ、言い方、言葉は悪いですけど、落とすわけですね。その上で残された5%に対して実態調査をして、アウトリーチ型で行ったなら問題があるというので、生活復興支援チームを派遣するっていうふうにしたということなので、やっぱりフィルタリングをかけた上での最終的な委託費がほしい、2018年度の委託費と派遣費を合わせて700万ぐらいの予算で、十分予算的にやれますよ。そういうそういうところに落ち着いたという話になってるわけだと思んですけどね。だから、宮城県の場合にも、あのそういう形で対象がかなり絞られるっていう話で考えるとええとそんなにお金がかかるっていうわけでもない。だけど、こういう形で絞ることがいいのかどうかという議論はもう一つははあるという感じがするなあというふうに思ったんですけどね。

(福島) あのいいですか。ええとやっぱり。宮城県は東日本大震災に対応する行政機構が縦割りで平時のままなんだと思うんですよ。だから住宅再建とか、それから生活再建とか福祉的なものとかで、その生活再建と福祉的なものというの、企画の方。総務のほうであったり、福祉の方であったりって分かれて、なかなか鳥取のように住宅再建から入ってはいくけれど、トータルに見て被災者の人達の生活再建のためにいるんな制度があるし、こういうことを提案しようっていう考え方がなかなか県としては進みにくい体制に今なってるなという風に思っています。それで、宮城北部地震の時はたぶんうんと横断的に対応するというような、というか住宅再建の支援制度が、あの時はできたけども今が出来てないというの、まあ知事が変わったからって言っちゃえばそれだけなんですけど。鳥取のように、市町村と一緒に自分達もトータルとして全部横断的に見て行きますよというのが、今の宮城県には行政の組織としても、なかなか考えにくい形になっているし、そもそも生活の再建も住宅再建も市町村がやるべきだっていう考えから出てないっていうのもあるかなと思ったりしてるんですけど。

(遠州) なるほど。

(綱島) ちょっといいですか、もとに戻っちゃうかもしれないけど、一つは津久井さんに聞かなきゃいけないことだろうと思うんですけども、津久井さんが生活復興プランの問題で、アメリカの例を出してカトリナの時に行われたたというけど、ナオミ・クラインによると、惨事便乗型の復興の例として、カトリナのケースが挙がっていて、すべて民間の手に譲ってしまったという書き方をしてるんですけども、それがあのある面では、こういう形で、津久井さんなりには評価されているというあたり。それから、仙台がやってると言っているけど、これはわれわれが経験したやつですよ？要するに、災害公営住宅をの数の問題をめぐってもそうだけど、結局仙台市も、だいたいあのパーソナルサポートセンターに全部丸投げしてしまったというやり方をしたあたりで、中途半端に終わってしまったということがあるわけですけども、まあ、それを生活復興プランとしての例としてあげちゃってるところで、ですから、あの鳥取との関係が、僕は鳥取のはとても面白いな、素晴らしいなって思うんですけどもね。それと宮城が同列になっちゃってるあたりでは、津久井さんの考えてらっしゃるプランというのは、一体どうなのかなってというのがエラく気になってずっと聞いているんですけども、その辺のことをちょっと。遠州さんの議論もそのあたりになってくるんだろうと思うんですけど。ちょっと教えていただければありがたいと思いますね。

(遠州) ちょっと津久井さんの議論は、私もあんまりきちんとわかっていないんですが、えっと王冠の伊藤さん参加されてますね。伊藤さん聞こえてますか？チーム王冠の伊藤さん聞こえてますか？王冠の伊藤さんが参加されているはずなんですけれども、マイク入ったことになってるね。

(小川) うん、マイクは入ってることになってますね。

>14:51:56 From 王冠 : kikoetemasu

>14:52:16 From 王冠 : マイクが無いです

(遠州) チャットで王冠の伊藤さんが「聞こえています」という風になってますね。ありがとうございます。聞こえているという反応がございまして。それで伊藤さんが参加される前の議論で、小川さんが鳥取県の中部地震の流れを説明してくれて。最初に住宅再建支援の独自制度を、国との関係で、国の制度の不十分性を補うということで支援制度をつくった。それを充実しながら来たのだけれども、中部地震の時に15,000棟の被害があった中で、鳥取県の支援制度を利用しなかった世帯が900世帯ある。その900世帯をほっとけないので、実態調査をしてその481世帯、約半分位を調査した結果、生活支援をしなければいけない対象世帯が103世帯ぐらい見つかった。そこに生活復興支援チームを派遣をして、さらにその中の63軒について生活復興プランを作成し、具体的な支援に至ったという。そういう流れだったということ。それを小川さんの説明を元にして確認をしたんですけども。そういう意味で言いますと、15,000件の被害全体を災害ケースマネジメントでカバーするということではなくて、第一段階としては、住宅再建支援制度の活用を呼びかけて進めて、そこから漏れた世帯に焦点を絞って、アウトリーチ型の災害ケースマネジメント制度で対応したという事になってるようなんですけども。こういう流れで考えた時に、今後宮城県の、あるいは東日本大震災の被災地の支援ということを考えてときに、こういう形で、鳥取のように、ある意味、その最初の段階で住宅再建支援制度というあの申請型のもので、フィルタリングをかけた上で、その申請型の制度から漏れた世帯をアウトリーチ型で行くっていう、そういう段階を経ているという風にも読めるんですが、こういう制度のあり方について、伊藤さんの方の経験から言うとどのように評価できるのかなということを知りたいなと思います。あのマイクが無いということなのでチャットのところで伊藤さんの考えをあの打ち込んで頂けると、ありがたいなというふうな気がしますが、どうでしょうか？できればお願いをしたいというふうに思います。伊藤さんのところはあのマイクが無いような

ので、直接あのやり取りはあの声ではできないんですけれども、もし可能であればあの入れていただこうと思います。

>14:56:10 From 王冠：段階的に出来ると思います

(福島) 「段階的にできると思います」って書いてあります。

(遠州) そうですね。

>14:56:30 From 王冠：応急修理制度を使っていない

(中嶋) 「応急修理制度作っていない」。そうか。使っていないところをフォローすればいいんだよね～。

>14:56:42 From 王冠：そうです

(小川) チャットは、資料を画面共有してると見れないんだね、これは。

(遠州) 小川さんの方はね、確かにそうだ。じゃあ一旦終了しますか。

(小川) 良いですか？

(遠州) はいはい。

(小川) まあ出せということならまた後で。

(遠州) また。なるほど。でもやっぱりあのいずれにしても、あの宮城県の場合にも応急修理制度を使ってない世帯やなんか現実にいるわけだから、そういうところをちゃんと拾い上げるっていうことを、まずは出発点として、きちんとやると。それをやってこなかったという事については、評価としてやっぱり押さえておく必要がありそうですね。

(小川) あのいいですかね。一つはあの伊藤さん。ぜひマイクよろしくお願いします。明後日、ちょっと心配になってきましたので。

>14:57:46 From 王冠：はい！

(小川) それの一つと。もう一つ、ちょっと伝わりにくいところがあったのは、綱島先生のところでアメリカのハリケーンカトリーナ以降の流れについて、津久井さんが書かれてることっていうのをおしゃったんですけど、簡単に言うと、要するに非常事態庁、アメリカのハリケーンカトリーナの時の非常事態庁は、ケースマネジメントは丸投げしてるんですね。民間NGO団体に。だから仙台で言えば、パーソナルサポートセンターっていうイメージなんです。僕の中のイメージは。なぜそれが成功したのか、うまくいったのかっていうのは、支援統合ネットワークシステム。要するに個人情報共有システムがちゃんと機能したからというふうに言ってるんですよ。だからそれが不可欠だと思うんですよ。一部の人がやるにしても、今言った被災者情報の共有システムがなければね。自治体とNGOの間でなければうまくいくはずがないんですから。

(遠州) なるほど。

(小川) 東日本大震災の教訓なわけです。

(遠州) なるほど。

(小川) それぞれ細かいことは色々あるんだろうと思うんですけど、津久井さんが書かれているアメリカの非常事態庁のハリケーンカトリナの対応のポイントはそこだ、という風に記載されてるんですね。僕は、同感なんですよね。だから鳥取県の事例もそうですけども、どういう風にそれやるかですね？ 要するに情報の共有化だと思えますよ。その仕掛けを作れなければ、やっぱり作れ作れって言っても、あの村井さんのようにね、あのお金がない、小さいところができるんだとこうなるわけですよ。そんなことはないね。鳥取県の事例というのは遠州さんがさっきちょっと言いましたけど、900件の申請してない人に対応するっていうことで始めたわけですよ。それが最初だと思えますよ。一番最初はそこから始めればいい。それができるようになったら次のステップでっていうことで違う手法が出てくるんだと思えますよ。だから今一番困ってる申請もなかなか出来ないでいる人達にまず対応するっていうことがね。宮城県の場合は非常にあの重要だと思えますよ。だから鳥取県だから出来るんだなんて馬鹿なことって知事がいるんだけれども、そんなことはないわけで、その方法でやればね。それは正しいかどうかは別ですよ。王冠の人達がやっているように、それから困る人が一杯いるんだから。それはそれで、あのちゃんとそのことを頭の中に父と位置づけた上でね、少なくとも鳥取県でやっている手法をやれば、宮城県は人口対比なんかで言えば3倍か4倍ぐらいですよ。ということは先程の事例から行けばプラン作るっていうのはね。400とか。そんなの人がいるのだから、宮城県は鳥取県に比べればね。なおかつパーソナルサポートセンターもいたし、仙台市におけるパーソナルサポートセンターに雇用されてね。色々動いた人達がいるわけだから、震災の財産ですよ。

(遠州) そうですね。

(小川) そういう人たちの人的資源持ってるわけですよ。だからそれを僕はやっぱり活用することが重要なんだろうっていうふうにしようと思えますよね。

>14:59:36 From 王冠: 2011年に富士通提供のクラウドデータベースを使ってデータの共有をしました。小川さんに賛成です。

(福島) それで言えば、あの石巻の経験をすごく大事にするということと、あとさっき阿部さんがいったように、これからその丸森で、そのええ、そういう形を作っていくながら、「ほら、こんなに大事でしょう」みたいな感じ。本当は仙台が途中でやめちゃったけれども、きちんと、あるいは台風19号の被災でもいいんですけど、あるいは東日本大震災でもまだ加算支援金もらってない世帯がこれだけいるっていう調査も固定資産税の方でやってるから、県にはいろいろ言って投げかけていくのも大事ですけど、やっぱり市町村の事例を作っていくというのが大事かなと議論を聞いて思ってたんですけども。

(遠州) そうですね。あの申請してないってことは大丈夫だから申請してないんだという風に見るか、それとも申請してない世帯こそ、実は困難を抱えていて、その支援が必要な部分がそこには彼の相当含まれているんだという風に認識してやるかどうかっていうことですよ。その出発点で「いや、大丈夫だから申請しないでしょ」っていうふうに切って捨ててしまえば、もう何も始まらないってことになるわけで、だからそのところどうなんでしょう？

>15:04:07 From 王冠: 文字が読めない人がいました。文字が読めない識字障害者は、障害者手帳がありません。認定が非常に困難。

(小川) みんな遠州さんが言った発想なんですよ？宮城県は？

(遠州) うん、「申請してないようだし大丈夫なのだよ」って発想だということですね？

(福島) いや、もっと言えば申請してるかしてないかは県としては把握してないしてないですよ。基礎支援金と加算支援金の申請数はカウントはしてますけど、半壊世帯がどのくらいあるのかみたいなカウントっていうのは、ルーティンでやるうっていう気持ちが東日本大震災のときも無かったから今数字が出てこないんですよ。言ってる意味わかります。

(遠州) わかります。

(福島) 住居被害の方は取ってるんですけど、被災判定の方は、市町村がやって市町村が追いかけているけれども、それを掴もうとしてなかったというのがびっくりしてるし。

(増田) いいですか？ 増田です。ええと、あのうでも基本的に個人の住民の情報で言うと、やはり市町村が一義的に集めると言うことだと思んですけど、それをそれをどうやって県に集計するのかっていうのは、もう一段あるんですが。でもいつからかわかりませんが、阪神淡路の時にも被災者台帳を作れた自治体と、作られなかった自治体があって、さっき王冠の伊藤さんからもあの富士通のシステムでデータベースを作りましたっていうのあるけど、それもいろんな税金とか福祉とか住宅とか、それは全部つなげるっていう発想が、個々の自治体にないと、やっぱりそのレベルの擦り合わせが無いと、県は一方向にしか、住宅なら住宅、福祉なら福祉しか数字は上がっていかないということなんで、ずっとその総務省の標準システムみたいなものも議論されているわけですけど、阪神以降、ポツポツと仙台市のパーソナルサポートセンター、石巻の王冠を中心とするチーム。まあ、今回丸森がどういうシステムを作るのか、あの（検証委員会）委員長の柴山さんは、そういうこと分かる人なので、少し動いて欲しいなというふうに思います。以上です。

(遠州) ありがとうございます。だからそういう意味で、基本的なシステムを、鳥取県がやったことをベースにしながら、やっぱり情報をどう共有するかかっていう、全体的な支援の枠組みで必要な物は何かっていうことを洗い出して行くのと、そのそれぞれを、自治体でも基礎自治体レベルと、さらに政令都市や県のレベルでどういうふうにあの組み立てていくのかっていうことについて、きちっと議論するということがやっぱりいるんですね。それは非常によく小川さんの報告をお聞きして認識できたような気がするんですけども、問題はそういう議論をこれから進めていくときに、私たちの側の体制としてどうできますかね？

(遠州) そこのところは結構やっぱり難しく。要するに全体の課題は浮かび上がってくるんだけど、その課題をどうやって詰めていくかっていう時に、誰が中心になって、どういうふうにして議論を進めていくのかっていう、具体的な研究を進める体制のところまでなかなか見えてこないのが、悩みのタネだなという感じがするんだけど、そこのあたりのところを突破しないといけないね。

(小川) いまの遠州さんの話でね、増田先生もいらっしゃるからなんだけど、あの僕自身は東日本大震災の教訓から言えばね、復興計画の中で、ちゃんと災害ケースマネジメントという考え方や実践例もこの東日本大震災を通じてねわかってきてるわけです。だんだんね。ということは、これからの復興計画、もっとというと、事前復興計画作りということはね。僕は社会的に求められると思うんですけど。あの南海トラフだとか、首都直下の問題がある中でね。どこまでできるんだとかっていう議論はあるけども。そういう意味で言うと復興計画はまあ、これからっていうことになるんだけど、どう作られるべきなのかとか。もっと言えば、事前復興計画が必要になるかどうかとか、復興計画の関係が、ぼく自身は非常にこ

う意識が強いんですね。あの塊として、遠州さんが言うところの、どういうターゲットというか、お題というか、どう考えるかということになった時に、いわゆる復興計画は、東日本大震災の復興計画がどうだったのか、これからの求められることは何なのかっていうことだと、一つのお題になるのかなとかっていうふうには思ったりも知ってるんですけどね。だからちょっとそれとってシルエットもまだはつきりしなくて、誰がどういうやるんだということになった時にね、「う～ん」となるんですけどね。

(遠州) 石巻は一応あの国の復興基金交付金を使って、あの独自の住宅支援制度を作りましたよね？ ええとそういうのは、ほかの自治体はどのぐらいやってるんですかね。

(小川) 在宅被災者の調査のデータは、去年か、あの去年の7月に東日本大震災の在宅被災者検討会議っていうのは、県が主催して行われているんですね。その中であのまあ、イメージ的にこんな結構分厚い資料を彼ら県としては作ったんですよ。今の遠州さんのご質問との関係で言うとですね、調べてるのは2つですね。石巻と東松島。東松島は石巻に比べてどうなんだという事はありますが、やっているんです。だから逆に言うと、それ例外のところはいっさいやっていない。

(遠州) 名取なんかはやってない？ 名取岩沼、そういうところはやっていない？

(小川) やってないです。だから深刻なんですよ。だから市町村自体も、あまりそういう意味での問題意識はなくて。市町村にそういう問題しかないから、県としても、当然もまたそれが伝わらない。在宅被災者の問題についている言われているので、これ第3回目だっていうから、交流会的なね、情報交換会的なことはやっているに過ぎない。

(遠州) だからそういう意味で言うと、石巻は、やっぱり行政としては相当頑張ったということになるわけですよ。

(小川) まあ王冠の伊藤さんにケツ叩かれてということですけどね。

(福島) まあ、あと仙台市も加算支援金を受け取ってない世帯がこのくらいで、そのところにそのアンケートを2回とっているというのも、まああの手がかかりとしては大事な事かなというふうに思ってますけどね。

(遠州) だから問題はそれをアンケートで終わらせないということですよ。実際に本当にそれだけでいいのかっていう。アンケートに現れている数字をで満足して良いのかっていうところですよ。やっぱり基本、一度は少なくとも訪問をして直接聞き取りをするっていうことをやるっていうことを。

(福島) やっぱりやらせたいというか、やってほしいなあと思いますね。

(遠州) そうですよ。そうすれば、災害ケースマネジメントの必要性だとかいうところも、もう少し見えてくるはずですよ。

(福島) あと、石巻で課題になっているその応急修理制度を使ってないところとか、半壊になっててもとか、いろいろ基礎自治体にはこうデータがあるので、ちょっとだいぶ時間は経ってるんですけどやろうと思えば、仙台市もやれるとは思いますが、ただ、やる本体が、支援室がなくなっちゃったっていうのが、大きいかなって思いますね。

(遠州) そうですね。

(小川) 行政としてね、もっと言うと、議員か？ あの例えば県議会のある展開で、せっかく津久井さんが来てね、ああいう形で伊藤さんとあの勉強会やったわけですね。その後の反応とかね。盛り上がりとか、いろんな議論の熟し具合とか出具合というか。そこら辺はどうなんですかね？ ただ、ああいう形で勉強会あったから顔出しましたみたいな感じなんですかね。

(福島) いや、そうではないと思うんですけど、やっぱりあれだけ集まったので、自民党の方も含めて。ただ残念ながらこう今、コロナでちょっとその集まること自体も、調査特別委員会なんかも県内調査も全部中止しちゃって、そのこう議論したり、日常的に「あれ、どうなる？」「こうなる？」みたいに相談することが、なかなか議員間でもできてないって言うことはあります。ただ、あの自民党の菊池健一さんと津久井先生が親しいようだったので、そこいら辺を、もう少し。あと公明党の方も熱心にあの参加されているようなので、あのそこは。あので現場知ってる議員は「問題残ってるな」「こういう人たちどうしたらいいんだろう？」っていうふうに思ってるはずなので、県議会でも引き続きできると、いいなという風に思っています。

>15:20:39 From 王冠：先日、丸森の議員6名の勉強会しましたが、初歩の初歩からでしたよ。

>15:21:22 From 福島かずえ：伊藤さん、すみません。頑張るように共産党議員にも伝えます。

(遠州) あの今、皆さんのお話を聞いていると、やっぱり具体的なそのターゲットを決めて、ここから潰して行きましょうっていうふうにしないと、抽象的な議論だけ知ってても、たぶんダメだと思うんですね。それで福島さんが言われたように、仙台市の場合で3000ちょっと位でしたっけ？ あの加算支援金の申請していなかった世帯があったんですね。

(福島) それでその700件ぐらいは、帰ってきてみたいなの、データがね。アンケートで。だから1000件にも満たないんですね。「使ってないけど、もううちはいいです」というところもあるんですね。いろんなことで。700件ぐらいが返ってくるし、あと全然音沙汰がないところもあると思うんですけども、やっぱりそういったところ、そのハガキとか手紙のやり取りだけじゃなくて、訪問するっていうのはすごく大事だと思います。

(遠州) だから、そういう意味で仙台市だけに限らず、ほかの自治体も含めて、要するに加算支援金が使われてないところから、なぜそうなっているのかという事をちゃんと調べましょうと。それでそうしないと、その今でもその加算支援金についても、延長延長でね。結局のところはもう今年で最後だよっていう風な話になりかねないんですけれども、その延長延長出来てるやつを、少なくとも受付終了する前にはきちんと潰して、その上で大丈夫なのかどうかということ、ちゃんとあの把握してから、どうするか判断することにする。その辺りの所だと少しイメージしやすいかなという気はしますよね。だから、あの災害ケースマネジメント全体を抽象的に議論するっていうことではなくて、まずはその辺りの所から超党派で合意ができるといいなという感じはしますけどね。

(小川) 議連みたいなものがね、あの形成されて。議員連盟ね。災害ケースマネジメント実現議員連盟とかね。まあ、例えばの話ですよ。県議会なら県議会で、軸になるねこうボードがないと市民運動だけでもなんともれんに腕押しなんだよね。いくら要求しても結局はさっきの話で、金がない、小さい県だからできる。これであ、しらわれて終わりっていうスタイルでしょう。どっか、そのとっかかりを県議会なりね。要するに、県議会が一番いいんだろうと思うんだけどね。そういうところで形成されないと辛いよなって言うのは僕なんか強いですけどね。

(遠州) だから、それと増田先生がさっきおっしゃったように、基礎自治体レベルで、どういうふうに。だから結局、県全体の加算支援金を申請しない人たちの実態を掴みましょうっていう時に、県議会で議論したとしても、最終的にやっぱりそれをちゃんとやっていくのは、自治体ごとにやっていかないと、しょうがないわけですね。在宅被災者問題を話し合うその懇談会みたいな奴が県でやられているわけなので、そういうところの議論としてね。まずは、たとえばその支援金を申請してないところの実態を掴みましょうというようなことがやられると、いいと思うんですけどね。その上で各自治体ごとにちゃんとそういうものを掴むという動きに結びついていかないと難しいかもしれないですね。

(阿部) 加算金をね、県がどんどん延長しているでしょう。その時の理由というのは何か明されているのかしらね。毎年毎年。

(福島) 市町村から要望が上がってますということは言います。実際そうだと思うし、やっぱり市町村は基礎支援金もらってる人がこれだけ加算支援金もらってない人がいるっていうのは把握してるので、周知徹底しなければっていうことは思ってるし、それなりに、特に仙台市が共産党の市議団もずっとその問題を言ってるから、「なんとかしなくちゃ」とか意識はしてるから、そういう調査なんかもしているの、まあ仙台の意見っていうのは、大きいような気がします。県に対して。

(阿部) 市町村が県に報告あげるときにさ、そのなんで延長してほしいということをそれぞれの市町村の理由っていうか、そういうのを把握してるじゃないですかね。県としては。

(福島) ある程度はあるけど。ただそれが全部35市町村から意見をきちんと丁寧にとって、あのまあ、15市町にもうなってると思うんですけども。ギュット圧縮されちゃってるので。あの、まあ聞いてみま。文章になっているかもしれないので。

>15:15:43 From 王冠：共産党の議員ももっと勉強してほしいです。県議の顔は見えますが、市町村の議員の理解度はがっかりします。共産党も・・・。

>15:17:10 From Koichi Hasegawa：王冠さん 貴重なコメントありがとうございます。

>15:18:52 From 王冠：仙台弁護士会とみやぎ震災・・・県民センターと合同で自治体めぐりをして議員勉強会をしましょう！

(遠州) あと王冠さんの方からの仙台弁護士会と県民センターで合同で実態めぐりをして議員勉強会をしましょうというそういうご提案があの出てますね。ここは県民センターじゃないですけど、あの県民センターでちょっと少しその辺のところの問題提起がありますので、議論受け止めて議論をしていただけると。

>15:20:39 From 王冠：先日、丸森の議員6名の勉強会しましたが、初歩の初歩からでしたよ。

>15:21:22 From 福島かずえ：伊藤さん、すみません。頑張るように共産党議員にも伝えます。

(遠州) あと10分程で予定の時間になるんですけども、支援金を申請してない人たちの実態をきちんとつかむということをしつつ、あの災害ケースマネジメントの重要性ということを明らかにしているような取り組みを築けないかどうか、今後、県へとそれぞれのところで検討して行ってもらおうということ、今回の議論のまとめというほどのことではないんですけども、それを押さえながら、この問題について引き続き考えていくと言うことで、今日のところは収めたいというふうに思います。

>5:22:35 From Koichi Hasegawa : 小川さん、みなさん

>15:23:09 From Koichi Hasegawa : とても参考になりました。宮城県は議員もそうですが、知事および職員も大変問題ですよ！

>15:25:00 From 王冠 : コロナ対策。仮設を取り壊さないで、軽症者の受け入れに使ってください。無理ですかね？福島さん？

>15:29:15 From 福島かずえ : 伊藤さん、相談してみます。

>15:29:22 From Koichi Hasegawa : ありがとうございました。

>15:29:24 From 王冠 : ありがとうございます！